

**第3次大空町総合計画
基本計画(素案)**

も く じ

基本目標1 魅力やうるおいを生み出す産業を展開するまちづくり	1
1 農林水産業.....	1
2 観光産業.....	5
3 商工業、特産品.....	7
4 雇用、労働力、産業創造.....	9
基本目標2 すこやかでおだやかな生活ができる福祉のあるまちづくり	11
1 保健、医療.....	11
2 地域福祉.....	13
3 こども・子育て支援.....	17
4 高齢者福祉.....	21
5 障がい者（児）福祉.....	23
6 社会保障.....	25
基本目標3 夢と学びがひろがり未来につながるまちづくり	27
1 学校教育.....	27
2 生涯学習、社会教育.....	31
3 スポーツ.....	35
4 地域文化.....	37
基本目標4 これからの住みやすさを支えるまちづくり	39
1 市街地、住環境.....	39
2 道路.....	43
3 公共交通、移動支援.....	45
4 上下水道.....	47
5 生活環境.....	49
6 消防、救急、防災.....	53
7 交通安全、防犯、消費者対策.....	55
基本目標5 未来につながる持続可能なまちづくり	57
1 関係人口、移住、定住.....	57
2 情報、デジタル化.....	59
3 自治体経営.....	61
4 共生社会.....	63
5 地域脱炭素.....	65
6 協働によるまちづくり.....	67

基本目標1 魅力やうるおいを生み出す産業を展開するまちづくり

1 農林水産業

現状・課題

- ・国がスマート農業の普及を促進する中、町では、農業の効率化・省力化を図るため、ドローン等のスマート農業技術の導入・普及を推進。
- ・新規就農者の交流や後継者の配偶者確保に向けた取組は、美幌町・津別町の3町合同で実施。アルバイトなどスポット的な労働力は、バイトアプリや無料職業紹介所でのマッチング支援などを通じて募集。農業の担い手不足や高齢化、離農者の増加が懸念され、後継者が農業を継続する意欲が持てるようにすることが必要。
- ・環境負荷低減に向けた取組は持続可能な農業を振興する上で重要。今後、国は補助事業等に対し、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する予定。
- ・作物生産能力を向上・保全させるため、土壌分析などを促進し土づくりを進めているほか、ジャガイモシストセンチュウ類をはじめとする病害虫対策を実施。
- ・農用地の集積化等を進めているが、営農戸数の減少等により、将来的に地域農業の農用地保全や適正な利用が懸念される。
- ・有害鳥獣の駆除件数、被害額は増加傾向。猟友会員の高齢化が進む中、捕獲担い手の確保が急務。

施 策
<p>1) スマート農業技術の導入・普及 スマート農業の活用方法や導入・普及を推進し、農作業の効率化・省力化及び労働負担の軽減を図る。</p>
<p>2) 農業の後継者対策の推進 既存農家の支援や新規就農者の育成を通じて、後継者対策を進める。</p>
<p>3) 農業を支える労働力の確保 アルバイト募集等を通じて多様な人材を発掘し、農業を支える労働者の確保に努める。</p>
<p>4) 環境負荷低減に向けた取組 環境への負荷を低減し、持続可能な農業振興を促進する。</p>
<p>5) 土づくり、病害虫対策の推進 土壌の作物生産能力を向上・保全させるために土づくりを推進する。 病害虫対策を推進し、農作物の病気や害虫による被害を予防・抑制する。</p>
<p>6) 農用地の集積・集約化 地域農業における効率的利用を図るため、農用地の集積・集約化を進める。</p>
<p>7) 有害鳥獣対策の推進 有害鳥獣の駆除捕獲、侵入防止対策などを進め、農作物等の被害増加を防ぐ。</p>

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

- ・地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（R7～R17）
- ・酪農・肉用牛生産近代化計画（R3～R12）
- ・食育推進計画（「地産地消促進計画」を包含）（R5～R9）
- ・鳥獣被害防止計画（R8～R10）
- ・森林整備計画（R3～R13）

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンやロボット農業機械等を活用したスマート農業の現状把握と情報の提供 ・先端技術を用いた新たな技術の生産現場への導入・普及の推進 ・スマート農業を推進し、地域農業の安定と生産性の向上、労働環境の改善の支援
<ul style="list-style-type: none"> ・農業士、指導農業士へのステップアップなど地域農業のリーダーの育成 ・農業担い手育成センターをはじめ、近隣自治体や関係機関と連携した後継者対策につながる交流事業の実施 ・第三者継承や複数戸による法人化への取組の支援 ・農業関係資金制度等を活用した新規就農者の支援
<ul style="list-style-type: none"> ・バイトアプリなどを活用した労働力確保の取組の支援 ・無料職業紹介所でのマッチング支援による働き手不足の解消
<ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料や農薬の使用を低減するなど環境負荷低減の取組を支援 ・緑肥の施用や有機農業など環境保全に効果の高い農業の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・土壌分析診断の支援 ・センチュウ類土壌分析の取組の支援 ・センチュウ類まん延防止対策の支援 ・農村景観におけるシストセンチュウ類侵入防止のための啓発の促進
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな耕作放棄地が生じないよう、「農用地利用集積等促進計画」に基づく農用地の集積・集約化 ・地域計画に位置付けられた各地域における農用地の適正な利用等の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会、関係機関と連携した被害防止の取組 ・電気柵等の設置及びエゾシカ侵入防止フェンスの維持管理への支援 ・有害鳥獣駆除の担い手の確保及び支援 ・環境の変化により新たに生存が確認された有害鳥獣による農作物等被害の把握

1 農林水産業（続き）

現状・課題

- ・酪農家の労働環境改善を図るため、利用組合を通して安定的な酪農ヘルパーの確保に努めている。家畜伝染病の防疫対策を実施するほか、獣医師の活動を支援。牛乳の品質向上と乳牛の資質改良を進める乳牛検定員の確保が必要。
- ・経営体質強化や安定のため、経営の法人化や農作業受託組織の育成、効果的な制度資金の利用を促進。限られた担い手で安定した農業経営を行うために、生産性の効率化と省力化の推進が必要。
- ・地域要望を踏まえ、関係機関と連携し、農地の区画整理や農業用排水施設の整備など農業基盤の整備、老朽化に伴う整備・補修を推進。
- ・オホーツク管内の豆類作付増加による輪作体系確立と、豆類のブランド構築に向け、広域穀類乾燥調製貯蔵施設を整備。作付増加に対応するため、調製設備や貯蔵施設の能力を増強。
- ・「食育推進計画」に基づき、生産者団体などが主催する農業体験や料理教室、地域のPRイベントなどを通じて地場産品を紹介するほか、町民が安全・安心で美味しい食材を選択できる環境づくりを推進。
- ・森林所有者の負担軽減と優良な森林資源を確保するため、造林・下刈・除間伐などを実施。戦後に造林されたカラマツ人工林が主伐時期となり、林道の整備などを行いながら伐採を計画的に進めることが必要。また、二酸化炭素の吸収をはじめ、水源のかん養、土砂流出や山地災害等の抑制、生活環境や動植物の生態系保全など森林の持つ様々な機能を維持・向上させるためにも、森林の適切な整備が必要。
- ・網走湖のしじみ・わかさぎ・しらうおなど、多様な水産資源を確保するため、資源調査や水質調査に対する支援を実施。

施 策
<p>8) 畜産業の経営安定、労働負担軽減</p> <p>酪農ヘルパーの安定的な確保により、畜産業者の労働負担の軽減に努める。</p>
<p>9) 家畜伝染病防疫対策の推進</p> <p>家畜伝染病の発生予防、まん延防止などを行い、家畜の病気を防ぐ。</p>
<p>10) 経営安定化に向けた支援</p> <p>個々の実態に即しながら、経営の安定化、生産性の効率化などに向けた支援を行う。</p>
<p>11) 農産物の安定生産や品質向上につながる基盤・関連施設の整備</p> <p>干ばつや災害に強い基盤づくりを進める。 農業施設の計画的な整備を進める。</p>
<p>12) 食育の推進</p> <p>関係者間の連携により食育活動を実践し、健全な食生活と地域の食環境を理解する取組を推進する。</p>
<p>13) 民有林の計画的な整備の促進</p> <p>高齢化が進む民有林の更新を進める。 森林環境譲与税を活用した民有林の整備を進める。</p>
<p>14) しじみ、わかさぎ、しらうおの資源安定化、水質環境調査の実施</p> <p>しじみ、わかさぎ、しらうおの資源変動を調査し、資源の安定化を図る。 網走湖の水質環境調査を継続して実施する。</p>

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・乳牛検定活動への支援 ・酪農ヘルパー利用組合に対する支援 ・畜産クラスター事業の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病防疫対策協議会を中心とした家畜衛生対策の普及推進 ・獣医師の活動に対する支援
<ul style="list-style-type: none"> ・農業者が自らの営農活動の現状及び目標等を記載した「農業経営改善計画」を認定し、経営所得安定対策等の支援措置を推進 ・農業関係資金制度等を活用し、経営の安定と向上の支援
<ul style="list-style-type: none"> ・農業施設の計画的な整備 ・用・排水路の整備、関連施設の更新及び維持補修 ・農道の整備及び維持補修
<ul style="list-style-type: none"> ・料理教室や乳幼児相談など、健康づくりにつながる食育の推進 ・地元食材を活かした学校給食やファームスクールなど、地場産品を用いた食育の推進 ・食育講話や食品ロスの啓発など、未来を担う子どもたちへの食育の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ドローン等のICT技術を活用した森林資源の調査に基づく主伐の実施 ・民有林の点検・整備に必要な林道、路網等の整備・維持管理 ・新たな林道、路網等を整備するために必要な調査の実施 ・森林環境譲与税を活用した私有林における造林、下刈り、除間伐、枝打ちの支援 ・森林経営計画に沿った私有林の適正管理に対する支援
<ul style="list-style-type: none"> ・しじみ、わかさぎ、しらうおの資源変動・水質環境調査の支援 ・網走湖の水質・環境改善に向けて関連機関への協力要請

2 観光産業

現状・課題

- ・ 芝桜公園、網走湖女満別湖畔、藻琴山など花や自然、農村景観を活かした観光を振興。自然観光とともに、食の魅力をアピールし、訪問や滞在につなげていくことが必要。
- ・ 観光イベントは、芝桜まつりやめまんべつ観光夏まつり、ノンキーランドふるさとまつりなどがあり、観光協会や各団体と連携して開催。
- ・ 観光関連施設は、芝桜公園、乳酪館、2つの道の駅などがある。芝桜公園は今後大規模改修を進める。また、空港があるという優位性や立地特性を活かした観光客の集客、にぎわいづくりも必要。
- ・ 観光施設への案内看板の設置やホームページ、SNSなどを活用した情報発信を実施。魅力ある観光地づくりを進めるために、観光関係団体や観光事業者との連携を強化した取組が必要。

施策

<p>1) 豊かな自然や食を活かした体験・滞在型観光の振興 自然や食を活かした四季折々の体験・滞在型観光プログラムの開発、PR及び観光事業者等の育成を行う。</p>
<p>2) イベントの充実 地域の特性を活かした魅力あるイベントを展開する。</p>
<p>3) 施設の維持、有効活用 安心・安全な施設の維持管理を行うとともに、集客が高まるよう、魅力ある運営を行う。</p>
<p>4) 女満別空港の活用 周辺市町や関係団体等との広域連携により、女満別空港の利用を促進するためのプロモーション活動や地域PR等を行う。</p>
<p>5) 観光振興の推進、情報発信の充実 各種媒体を活用した効果的な情報発信を行う。 観光関係団体や観光事業者との連携を強化する。</p>

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

・観光振興計画（H29～R8）

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を活かしたアドベンチャーツーリズムの推進 ・地域の魅力と資源を活かした観光コンテンツの磨き上げ ・冬期間のアクティビティプログラムの開発 ・北海道東トレイル及び屈斜路カルデラトレイル開通に伴う藻琴山登山道の保安全管理、体験型ツアーの商品化に向けた連携、協力 ・観光ビジネスの取組ができる事業者、観光ガイドの育成 ・多様なニーズに対応する広域周遊観光の促進
<ul style="list-style-type: none"> ・WEB、SNSなどを活用したイベント情報の効果的な発信と旅行会社等へのPR活動の実施 ・観光協会や各団体と連携し、地域の活性化とにぎわいを創出する魅力ある各種イベントの実施
<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅や乳酪館など観光関連施設の充実、利用拡大を図る取組の推進 ・芝桜の植栽状況の改善・再生 ・芝桜公園の顧客獲得につなげる大規模改修
<ul style="list-style-type: none"> ・女満別空港整備・利用促進協議会等と連携したプロモーション活動の展開 ・空港施設等を活用したイベントの拡充 ・空港アクセスの向上と広域観光の振興
<ul style="list-style-type: none"> ・様々な媒体を活用し、旅行者に対して旅前・旅中の魅力的な情報の発信 ・観光協会や観光関係団体等との連携を強化し、大空町の知名度を高める取組の推進 ・デジタルツールを活用した多言語情報の発信

3 商工業、特産品

現状・課題

- ・ 中小企業の経営安定、事業継続を支援。担い手不足や後継者の育成などの対策が必要。
- ・ 町内の消費活動の促進と商店街の活性化のため、商工会、ポイントカード会と連携し、商店街のにぎわいづくりに対する支援を実施。
- ・ 産業振興や地場産品の開発のために、事業所の新設・増設に対する助成、新しい地場産品の製造に必要な試作・試験研究・調査・研修費用を助成。

施 策

1) 商工事業者の経営安定と活性化

経営改善につながる取組や後継者対策などを通じ、経営の体質強化と事業者の育成、地域のにぎわいを創出する。

2) 町内での買い物の利便性や満足度の向上

町内での消費活動を促進することにつながる取組を推進する。

3) 地域資源を生かした特産品の開発、販路拡大の促進

各種補助や特産品の情報発信などを通じて、地域資源を生かした特産品の開発、販売、販路の拡大などを促進する。

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

- ・都市計画マスタープラン(R3～R22)
- ・まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略(R8～R12)

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">・新規事業の参入を促し、地域の活性化につながる起業・創業の支援・商工事業者の安定した事業継続の支援・後継者のいない商工事業者の事業承継の促進・商工会や関係団体等との連携による地域のにぎわいづくりの推進
<ul style="list-style-type: none">・商工会、ポイントカード会と連携し、新たなポイント事業等、地域の消費活動を促進する仕組みづくり・消費行動や利便性の向上につながるデジタル技術を活用した取組の推進・地元以外の消費者や観光客へのPRとなる企画・イベントの開催に対する支援
<ul style="list-style-type: none">・空港、道の駅や乳酪館を利用した特産品の販売促進・新たな販路拡大について、農・水産物、加工品等地場産品のPR活動を行うための支援・地場産品の製造に必要な試作・試験研究・調査・研修に要する費用の助成・特産品のPR、販売促進、販路拡大・地場産業を支える人材(就業者)の確保

4 雇用、労働力、産業創造

現状・課題

- ・町内事業者の後継者として外部人材を活用する取組などを推進。地域産業を維持していくためにも、若い世代が就職できる雇用の場が必要。
- ・町では無料職業紹介所を開設し、働きたい人と町内の事業者とのマッチングを実施。商工会、JAめまんべつ、観光協会とともに人材サービス会社と包括連携協定を締結し、短時間や単発でアルバイト希望者と町内の事業者をつなぐサービスを提供。
- ・商業や農業関係者と連携した誘致活動のほか、立地や地域資源など町の特性を活かした企業誘致を推進していくことが必要。

施 策
1) 働く場の維持、拡大の促進 すでに大空町に定着している各産業・企業等の継続性を支える。 起業・創業する事業者を支援し働く場を増やす。
2) 労働力の確保 働き手を求めている町内の事業者と、働きたい人たちをつなげ、地域に欠かせない労働力の確保に努める。
3) 企業の誘致 進出したくなる地域として大空町を選んでもらえる魅力を高め、誘致を進める。

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

- ・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(R7～R12)
- ・都市計画マスタープラン(R3～R22)
- ・まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略(R8～R12)

10年間で取り組むこと

- ・町内事業者の事業承継のサポート
- ・移住者など、若い世代の就業の相談支援
- ・町内の企業(事業所)の継続性の支援
- ・ハローワークを通じた情報提供
- ・無料職業紹介所の開設
- ・スポットワークの仕組みを活用した人材確保や雇用創出など、多様な働き方の推進
- ・外国人技能実習生との交流や文化体験機会の創出
- ・官民連携手法の導入や地域の特性を活かした企業誘致施策の推進
- ・町内遊休地、遊休施設等を活用した誘致活動
- ・多様な就労環境の整備

基本目標2 すこやかでおだやかな生活ができる福祉のあるまちづくり

1 保健、医療

現状・課題

- ・各種健診結果をもとに健康管理を指導。がん、循環器病、糖尿病などの生活習慣病の発症・重症化予防には適正体重の維持が重要であり、肥満者の割合が国の目標値よりも多いこと、妊娠前に「やせ」であった女性は出産時のリスクが高くなることなどを踏まえ、生活習慣の改善を働きかけていくことが重要。
- ・がん及び循環器疾患への対策に加え、患者数が増加傾向にあり、重大な合併症を引き起こす恐れのある糖尿病への対策は重要な課題。がんは早期であれば治せる可能性が高く治療負担も軽くすむことが多いため、がん検診の受診率向上が重要。また、喫煙（受動喫煙も含む）、飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩蔵食品の過剰摂取などを抑えると、がんや循環器疾患の予防となるため、これらに対する対策も重要。
- ・全国の自殺死亡率*¹はピーク時より減少したが、近年は横ばいで推移。大空町では全道と同様に増加傾向で、全国より高め。
- ・かかりつけ医の機能強化や在宅介護のための医療体制整備の必要性が高まる中、医療法人社団双心会女満別中央病院は基幹病院として保健・医療・福祉サービスの一翼を担い、大空町東藻琴診療所（医療法人社団双心会が指定管理者として運営）は在宅療養支援診療所として在宅ケアの拠点としての役割を担っている。そのほか、地域医療（第一次医療圏*²）の維持存続のため、医療機関への助成を実施。

施 策
<p>1) 生活習慣の改善</p> <p>子どもの頃からより良い生活習慣を身につけることと、町民自身が健康状態を振り返り生活習慣を見直していくように、健康に関する各分野の課題を把握し、健康増進への働きかけを進める。</p>
<p>2) 生活習慣病の発症予防・重症化予防</p> <p>生活習慣病の現況や正しい知識の普及啓発をはじめ、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な行動変容の促進や環境整備、医療との連携、がん検診受診率向上、特定健診・特定保健指導実施率の向上に取り組む。</p>
<p>3) こころの健康の維持及び向上</p> <p>福祉、医療のほか学校とも連携を深め、自らの心や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにする。</p>
<p>4) 地域医療の維持存続</p> <p>住み慣れた町で、通院はもとより、概ね入院を含めた医療サービスが完結できる医療提供体制の整備を図り、町民・患者の視点に立った医療情報の提供を進める。</p>

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

- ・健康増進計画（R6～R17）
- ・データヘルス計画（R6～R11）
- ・特定健診実施計画（R6～R11）
- ・保健師・栄養士活動計画（毎年）
- ・医療計画（R6～R11）
- ・地域福祉計画（R8～R12）

*1 自殺死亡率：人口 10 万人当たりの自殺者数。

*2 北海道医療計画に基づき、第一次医療圏、第二次医療圏及び第三次医療圏を位置付け。第一次医療圏は、基本的な地域単位で各市町村が担う。第二次医療圏は、大空町は北網地域（10 市町）に属し、地域センター病院にJA北海道厚生連網走厚生病院と北見赤十字病院が指定。第三次医療圏は、オホーツク地域（18 市町村）に属し、地方センター病院は北見赤十字病院。

10 年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・個人の健診データを読み解き、適切な食習慣を町民自ら選択できるための指導 ・幅広い世代に向けて、運動の必要性や効果、具体的な方法について普及啓発 ・睡眠の重要性について情報提供 ・男女別の適正飲酒量の違いや多量飲酒による健康障害に関する知識の普及 ・喫煙のリスクに関する普及啓発、禁煙外来についての情報提供 ・むし歯や歯周病の予防、口腔管理の必要性について普及啓発 ・妊娠期から授乳期、乳幼児期、学童期に至る時期に各対象に適した食事量や栄養バランスなど基本的な生活習慣を促す情報提供と母子保健事業の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・がんの正しい知識やがん検診の有効性等について、知識の普及啓発 ・自分の健康状態に関心を持つきっかけづくりによる健診の受診率向上促進、相談窓口の周知 ・生活習慣の改善や適正な医療機関の受診、服薬管理の重要性など個人の状況にあわせた支援
<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防のための意識啓発及び相談窓口等の普及 ・健康問題から波及する不安や悩みの軽減 ・産後うつ等の予防や子育ての孤立化を防ぐための支援の充実 ・ゲートキーパー*3養成研修の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・医療を支える医師・看護師等の確保（医療等従事者の充実、配置） ・在宅医療の推進 ・救急医療の充実 ・医療機器の整備、医療の情報化の推進

*3 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（声かけ、話を聞く、必要な支援につなげる、見守るなど）を行うことができる人。

2 地域福祉

現状・課題

- ・ 公的サービスや家族間だけでは解決できない福祉課題が増える中、地域住民や社会福祉関係者が協力し解決に取り組む「地域福祉」の意義や必要性について町民の理解と協力が不可欠。他人を思いやり、お互いを支え合おうとする意識の醸成や、地域の中でつながりを深めることが大切。
- ・ 福祉制度が複雑になる中、情報や相談先がうまく伝わらず、情報が不足していると感じている声が多い。デジタル化が進む中、情報の格差が生じないような取組が必要。
- ・ 高齢者や障がいのある人がいる世帯、子育て世帯等の見守りや安否確認のため、民生委員・児童委員が中心となり訪問や相談対応、高齢者見守り事業を実施。また、郵便局、新聞販売所、電力会社、灯油・ガス販売店などと提携し、見守り体制を強化。
- ・ 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要。そのためには、複雑化、重層化する課題に適切かつ効果的に対応できるよう、地域活動に参加する各種団体、支援団体、行政の関連部署、福祉に関係する各種団体等との連携が重要。中でも、地域活動やボランティア活動などの「互助」が果たす役割は大きいですが、担い手の減少、高齢化が課題。

施 策

1) 地域福祉を支える意識の醸成

一人ひとりの人間をいたわり、尊重する意識の高揚や普及啓発に努める。

2) 情報提供、相談支援

情報通信技術を利用できる者とできない者との間に格差が生じないよう、情報提供、相談支援を行う。

3) 支援を必要とする人の把握

支援を必要としている人の情報を把握、集約し、支援につなげる。

4) 地域福祉の推進体制づくり

行政、町民、関係団体など様々な人や組織が連携し、複雑・重層化する地域福祉の課題に対応できる体制をつくる。

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

・地域福祉計画（R8～R12）

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉意識の周知・啓発の推進 ・家庭・地域・学校における福祉教育の推進 ・地域交流の推進（高齢者、障がいのある人、子ども等を含む町民が自由に集い、お互いに支え合い、交流する活動や場づくり）
<ul style="list-style-type: none"> ・町民が相談しやすい相談体制の構築、情報の周知 ・相談を必要とする人に対してきめ細やかな対応ができるよう機能の強化（関係機関の連携） ・複数の手段による情報発信 ・身近なところから情報が入手できるよう、関係機関・団体との情報の共有 ・情報発信機器の学習会や使用方法の周知による情報のバリアフリー化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問活動を通じた困りごと、支援ニーズの把握 ・社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会など各関係機関・団体がもっている情報の共有化の推進 ・地域福祉に関わる事業者などによるネットワークの充実強化、自治会や「向こう三軒両隣」をはじめとする小規模な単位での見守り体制づくりの普及啓発 ・身近な隣近所での助け合いなどができるネットワークづくり、地域で支援できる人材の育成
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、学校、事業者など関係団体相互の連携強化 ・高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見据えた地域包括ケアシステムの実現、障がいのある人にも対応したシステムの構築 ・ボランティア団体の育成・支援、ボランティア活動への参加促進 ・非常時や緊急時の連絡体制、見守り体制の充実

2 地域福祉（続き）

現状・課題

- ・経済的困窮、ひきこもり、虐待、DV、介護などにおいて精神的なよりどころがなく社会的に孤立したり、制度の狭間におかれ必要なサービスや支援が届きづらい人や世帯が増加傾向の中、誰一人取り残さない社会の実現が必要。また、罪を犯した人等が地域で孤立することなく暮らせる社会の実現も必要。
- ・生活上のストレスなどから、虐待や家庭内暴力が増えることもあり、虐待や家庭内暴力防止に対する意識の普及、虐待を見逃さない地域での見守り体制の構築が必要。
- ・要介護認定者や障がいのある人、その家族などが、多様で柔軟なサービスを自ら選択し、住み慣れた地域で安心して生活できることが必要。一方、保育、介護、障がい福祉の従事者の不足がサービス利用制限につながっており、早急な対応が必要。
- ・タクシー券の交付、町外の病院や施設などを利用する際の助成を通じて、高齢者や障がいのある人の外出支援や健康増進、効果的な訓練等を促進。そのほか、高齢者や福祉団体等への移動支援、冬期間の除雪支援などを実施。冬期間の生活も含め、誰もが外出、移動しやすい生活環境が必要。
- ・認知症や知的障がいのある人などのうち、日常生活に必要な判断力のない人が地域で安心して生活ができるように、社会福祉協議会と連携し日常生活支援員等の養成を実施。財産や金銭の管理ができない人の権利擁護*などが必要。
- ・閉じこもりがちな高齢者や障がいのある人も、社会参加等の機会を確保することは重要であり、各種イベント等への参加促進や外出支援の充実が必要。

*権利擁護：意思能力が十分でない認知症高齢者や知的障がいのある人などが、人間としての尊厳や生まれながら持っている権利を守られ、あたりまえに社会生活が営めるように、その能力に応じて、権利や生活基盤が社会制度・組織や専門家によって擁護されること。

施 策
<p>5) 孤立防止の推進</p> <p>悩みを抱えた人や世帯、孤立しやすい人が地域で孤立しないよう、相談支援やネットワークづくり、見守り活動を進める。</p>
<p>6) 福祉サービス提供体制の充実</p> <p>地域の資源を活用しながらサービス提供基盤を整備し、必要とされるサービスが安心して利用できるようにする。</p>
<p>7) 外出・移動の支援</p> <p>誰もが生きがいを持って生活を送るためには、移動手手段の確保及び負担軽減に努める。</p>
<p>8) 権利擁護の推進</p> <p>日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知を通じて、判断能力が不十分な人も安心して生活ができるようにする。</p>
<p>9) 社会参加の促進</p> <p>誰もがその人らしく、地域の中でいきいきと日常生活が送れるよう社会参加を促進する。</p>

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・社会的な孤立を防ぐため、地域の居場所づくりと福祉関係者が連携できる体制づくり ・地域における再犯防止の認識共有と支援体制の構築 ・高齢者・障がいのある人・子どもなど立場の弱い人への虐待や家庭内暴力などの行為の防止、地域全体で見守る体制づくりの普及啓発、通報や相談しやすい環境整備 ・生活困窮者の早期把握、自立した生活に向けた支援
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に係る人材の育成、確保 ・要介護状態の軽減や防止を図る介護予防や日常生活支援の総合的な推進 ・相談支援事業所と連携し、障がい福祉サービスの支援が必要な方に対し、適切なサービスを受けられるよう支援体制の整備 ・在宅での生活援助や施設入所・通所による自立へ向けた支援サービスの充実 ・個別の要介護者の状況に合わせた身体介護や認知症ケアの方法について学ぶ機会の提供
<ul style="list-style-type: none"> ・移動に係る経済的負担の軽減、自分一人で外出することが困難な人への外出支援 ・高齢者や障がいのある人が、冬期間快適に暮らせるための支援 ・公共施設や道路等のユニバーサルデザインに基づいたバリアフリー化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活支援員等の養成 ・福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理などを行う日常生活自立支援事業の周知 ・本人に代わって法的権利を行使する成年後見制度の周知
<ul style="list-style-type: none"> ・社会参加につながるような相談支援、情報提供 ・閉じこもりの防止、解消につながるようなサークル活動、イベントへの参加促進

3 こども・子育て支援

現状・課題

- ・「こどもまんなか社会*」の実現をめざす「こども基本法」が施行。大空町においても、こどもや若者が個人として尊重され、自分らしく幸せな生活を送ることができるよう、こどもを中心とした視点で事業を見直し、こども施策として推進していくことが必要。
- ・幼児教育や保育を望む保護者に適切な情報提供に努めている。妊娠期や乳幼児期に比べ、学童期や青年期における相談先がわかりにくいという声もあり、適切な情報提供が各年代の保護者に届くようにすることが必要。
- ・育児不安を感じる親が増えている中、関係機関と連携し、妊娠から子育てまで心身共に健やかに安心して過ごせるよう産後ケアの充実などを強化。妊娠中の栄養不足をはじめ、幼少期の生活習慣や健康状態は、こどもの健康状態に大きな影響を与えることを踏まえ、母子に対する健康の保持及び増進のため健康的な生活習慣を早期から確立できるよう保健・栄養指導の実施が必要。
- ・認定こども園に委託し、一時預かりや保育サービスを実施。こどもの数や保育ニーズを的確にとらえ、認定こども園の定員を実態に合わせて施設型給付費の適正化を図り、健全な運営となるよう助言することが必要。
- ・児童センター等の管理運営により学童期のこどもの居場所を確保。子どもの遊び場や保護者が集える場など、誰もが気軽に利用できるこどもを中心とした拠点が必要。

*こどもまんなか社会:こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会。

施 策
<p>1) こども・若者の権利の理解促進と「こども施策」の推進</p> <p>こども・若者が権利の主体であることの地域社会での共有を図り、「こどもまんなか社会」の実現のため「こども計画」を策定し「こども施策」を推進する。</p>
<p>2) 妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援</p> <p>妊娠期から子育て期にわたり、母子の健康を切れ目なく支援する。</p>
<p>3) 幼児教育・保育の一体的提供とこどもの居場所づくり</p> <p>認定こども園や児童センターの適切な定員管理による質の向上を図るとともに、誰もが利用しやすいこどもや保護者の居場所づくりを進める。</p>

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

- ・子ども・子育て支援事業計画（R7～R11）
- ・地域福祉計画（R8～R12）

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">・子ども・若者の権利を保障するための啓発・市町村子ども計画の策定・子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重した意見反映
<ul style="list-style-type: none">・妊娠期（胎児期）からの生活習慣病予防・電子母子手帳やマイナポータルの活用（健康手帳のように将来にわたって活用できるようにする）・妊娠・出産・育児について養育者が正しい知識を得る機会の充実・関係機関との情報共有・連携、相談支援の充実・支援を必要とする子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整
<ul style="list-style-type: none">・利用者支援事業実施に向けた検討・待機児童の解消及び適切な認定区分の決定・認定子ども園への指導・監査及び運営支援・一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業の実施及び子ども誰でも通園制度の開始・放課後児童対策事業の実施・児童遊園地の適切な管理・住民ニーズを踏まえたこどもの居場所の充実

3 こども・子育て支援（続き）

現状・課題

- ・子育てに困難を抱える世帯が顕在化する中、乳幼児期未就園の場合は、地域の中で孤立しがちな傾向にある。家庭での子育ての困難や不適切な養育環境に対して社会的支援が届かず、児童虐待が深刻化することがないように、支援体制を充実させることが必要。
- ・高校生以下の医療費のほか、ひとり親家庭等に対する医療費を助成。貧困により教育や保育が受けられないことのないように支援を行うことが必要。
- ・ファミリーサポートセンターを開設し、育児の援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（援助会員）の連絡・調整を行い、地域ぐるみの子育て支援を実施。大空町で育ったこどもが、進学や就職を機に転出することも多く、町の担い手不足にもつながっている。地域でこどもを育む意識づくりや子育てを応援する取組を促進することが必要。

施 策

4) 社会的養護が必要なこどもや困難を抱える家庭への支援

特定妊婦や要保護児童、ヤングケアラーへの支援など社会的な養護や困難を抱える人への相談窓口の設置と総合的な支援体制を整備する。

5) こどもの貧困対策及び子育て家庭への経済的負担軽減

良好な生育環境を確保するため、貧困との格差の解消を図り、全ての子どもや若者が幸せな状態で成長できるようにする。

6) こども・子育て家庭への、地域における包括的な支援体制の構築

こども・子育てに対する機運の醸成、地域における包括的な支援体制の構築を図るとともに、未来を担う人材を地域で育み地域社会の持続可能性を高める。

10年間で取り組むこと

- ・こども家庭センター（こどもに関する包括的相談窓口）の設置
- ・母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営によるサポート体制の確立
- ・関係機関との情報共有や連携によるきめ細やかなサポートプランの作成
- ・学童期のこどもに対する、教育委員会や学校と連携した支援の実施
- ・妊娠期から幼児期、学童期や青年期まで切れ目のないライフステージに応じた支援体制の確立

- ・こどもの医療費の助成
- ・ひとり親家庭等への医療費の助成
- ・幼児教育・保育の無償化及び多子世帯に対する保育料の負担軽減
- ・認定こども園の給食費の補助支援

- ・ファミリーサポートセンターによる支援
- ・地域住民によるこども・子育て支援の仕組みづくり
- ・こどもと地域社会との関りを深める取組の実施

4 高齢者福祉

現状・課題

- ・住み慣れたまちで暮らし続けられるよう、介護や認知症に関する意識啓発や情報提供を実施。健康寿命*1をできるだけ伸ばし、加齢に伴う心身の機能低下を予防し、自らが介護予防に取り組むことが必要。
- ・地域包括支援センターで総合相談や介護予防を行うほか、サービスの連携や調整を実施。そのほか、独居及び老人世帯の見守り、認知症への正しい知識と理解の促進、情報提供に努めている。協働や支え合いによる活動を実践していくためには、社会福祉協議会と連携しボランティア団体の育成・支援が必要。
- ・一人暮らしや所得の少ない高齢者世帯に緊急通報用電話機の貸与、除雪サービスの提供などを実施。身寄りのない人が増加傾向にあり、非常時や緊急時に家族等へ連絡が取れるような体制づくりとともに、連絡を取れる人がいない場合の対応が課題。
- ・要支援・要介護認定者が地域で生活が続けられるように、介護保険サービスを適切に運用するとともに、生活支援サービスや支え合いで対応できる仕組みをつくる必要がある。
- ・特別養護老人ホームをはじめとする入所施設は待機者が多く、町民が安定的に介護保険施設サービスを受けられる体制の維持強化に努めている。在宅での生活ができなくなっても、生まれ育った町を離れることなく、いつまでも安心して暮らせるよう体制の維持が必要。

*1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されず、自立した生活ができる期間。

施 策
<p>1) いきいきと過ごすための健やかなところと身体づくり</p> <p>高齢期の特性を踏まえた健康づくりや介護予防・フレイル予防を進めるとともに、社会参加と生きがいづくりへの支援を進める。</p>
<p>2) 互いに支え合い生活するための地域づくり</p> <p>地域コミュニティにおける支え合いの仕組みづくり、地域支えあい活動への参加・支援を進める。</p>
<p>3) 安全、安心な暮らしを支える仕組みづくり</p> <p>要支援・要介護状態になっても、自宅で安心して暮らせる仕組みを構築する。</p>
<p>4) 寝たきりになっても住み続けられるサービスの維持存続</p> <p>手厚い介護を受けながら、住み慣れた地域で最期まで暮らせるよう、介護保険施設を中心に据えたサービス提供体制を維持する。</p>

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（R6～R8）
- ・地域福祉計画（R8～R12）

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりや介護予防、フレイル予防の効果的な推進 ・認知症の発症予防と悪化予防 ・生活習慣病の重症化予防と介護状態の悪化予防 ・生きがいづくりと社会参加の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制づくりの推進（生活支援サービスの創出） ・認知症を含む高齢者の見守り体制や、本人、家族等への支援体制の充実（認知症サポーター養成、チームオレンジの組織化） ・地域共生社会の実現に向けた取組の推進（居宅介護支援事業所や介護施設など地域の既存の社会資源との連携、地域包括支援センターの機能強化） ・緊急通報システムの見直し、新たな安否確認手段 ・権利擁護*2の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護サービスの充実と強化 ・介護保険制度の適正・円滑な運営 ・安否確認や見守り体制の充実と強化 ・災害・感染症に対する備え
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設サービスの維持存続 ・介護基盤を強化するための支援充実 ・医療と介護の連携推進

*2 権利擁護：意思能力が十分でない認知症高齢者や知的障がいのある人などが、人間としての尊厳や生まれながら持っている権利を守られ、あたりまえに社会生活が営めるように、その能力に応じて、権利や生活基盤が社会制度・組織や専門家によって擁護されること。

5 障がい者（児）福祉

現状・課題

- ・近隣自治体の子ども発達支援センターと連携し、療育を必要とする子どもの早期発見と適切な療育に努めている。児童発達支援及び放課後等デイサービスが町内で利用できる環境づくりが課題。
- ・障がいのある人の就労支援として、地域企業への就労支援、社会福祉協議会が実施する就労支援事業への支援、移動や外出支援を実施。また、障がい者福祉センターちあふるでは障がいのある人の居住や日中活動を支援。町外の事業所を利用している方や事業所を利用できない方もいる。
- ・居住の場となるグループホームや施設は大空町や近隣自治体では空きが少なく、高齢の親が自宅で支援しているケースもあり「親亡き後」の問題が喫緊の課題。
- ・医療機関、障がい福祉施設、介護保険施設への補助を通じて、ヘルパーなど従事者の確保、定着に努めているが、ヘルパーの人数不足により居宅介護の家事援助や通院介助の利用量が制限されている。
- ・通院介助や移動支援のサービスは町外の事業所を活用しているが事業者の負担が高く、継続するための対策が必要。サービス利用者の高齢化が進む中、通院の移動手段の確保が早急に必要。
- ・基幹相談支援センターや町内の計画相談支援事業者により相談支援を実施。家族など支援者が高齢や不在になって初めてサービスを受けたり、知ることがないように、日頃の生活や利用できるサービスについて、気軽に相談できる環境づくりの整備が引き続き必要。
- ・障がいのある人の正しい理解促進、障がいのある人やその家族・関係者団体との意見交換、地域住民との交流、障がいのある人との交流体験を通じた福祉教育の充実に努めている。

施 策
<p>1) 療育環境の充実 児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用できる体制をつくり、療育提供体制を充実させる。</p>
<p>2) 居住と日中活動の場の確保 働く場や日中活動する場、住む場を確保し、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにする。</p>
<p>3) ヘルパーの確保と移動支援、移動手段の充実 障がいの特性を理解したヘルパーの確保を図り、サービスの充実に努める。</p>
<p>4) 情報提供、相談支援の充実 各サービスの内容や対象について十分な情報提供を行うなど、提供体制の充実を図る。 利用者の希望に沿ったサービスの提供につながるように、相談支援体制の充実に努める。</p>
<p>5) 障がいへの理解の推進 ノーマライゼーション理念の普及を図るとともに、地域住民とともに安全に暮らせるように支援する。</p>

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

- ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（R6～R8）
- ・障がい者計画（R8～R17）
- ・地域福祉計画（R8～R12）

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援指導員による専門的相談の推進（幼児健診時） ・町内で児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する体制の構築と充実
<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援や日中活動の場の確保、移動や外出に対する支援 ・日常生活に必要な用具取得、設備改造などへの補助 ・家族の負担軽減を図る支援体制の整備 ・虐待防止のための普及啓発 ・重度の障がいのある人への医療費の助成 ・グループホームの運営、新たな設置に向けた支援（サービス提供者の確保） ・一人暮らしの障がい者が緊急時に家族等と連絡がとれる体制の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー及び提供事業所の確保、体制の充実 ・移動支援事業を実施する事業者の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用者の状況に応じた情報提供 ・相談支援体制の充実 ・障がいに応じた計画作成を行う相談支援事業所の運営 ・基幹相談支援事業の広域連携
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の正しい理解促進 ・地域福祉活動の推進

6 社会保障

現状・課題

- ・国民健康保険の健全で安定的な運営のために、町では保険税の決定・賦課・徴収、保健事業等の地域における事業を実施。
- ・後期高齢者医療については、町では保険料の徴収や各種届出の受付、被保険者証の引き渡しなど、窓口業務を実施。
- ・介護保険料は、3年ごとに策定される介護保険事業計画に基づき算出し、一人あたりの平均的な保険料額（基準額）を決定。
- ・国民年金は、自営業、農業、漁業、学生、アルバイト、無職の人など厚生年金や共済年金に入っていない人の加入が義務付けられており、町では手続きや相談支援を実施。
- ・生活困窮者に対して、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を実施。

施 策
1) 国民健康保険の安定運営 保険税収納率の維持、向上、医療費の適正化を進め、国民健康保険の安定した運営を行う。
2) 高齢者の医療保険の安定運営 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を進めるために、制度の周知や医療費の適正化に向けた取組を進める。
3) 介護保険の安定運営 要介護者に継続した介護サービスを提供するため、介護保険の安定した運営を行う。
4) 国民年金制度の周知、理解促進 相談や広報などを通して加入もれや未納を縮減し、国民年金を受給する権利を確保できるよう年金制度の普及に努める。
5) 生活困窮者への生活保障及び自立支援 生活保護制度の適正な運営とともに、自立支援を推進する。

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

・介護保険事業計画（R6～R8）

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・保険税収納率の維持、向上 ・医療費の適正化に向けた取組（特定健診・特定保健指導の受診を促す広報、医療費通知の送付）
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療保険制度の周知・啓発 ・医療費の適正化に向けた取組（後期高齢者健診の受診を促す広報） ・保健・介護一体的実施推進事業の受託
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業計画に基づいた保険料率の見直し ・広報を通じた介護保険制度の周知
<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金制度の周知 ・国民年金に関する手続き事務の実施、相談支援 ・無年金にならざるを得なかった在日外国人高齢者や障がいのある人への給付金の支給
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護に関する相談 ・生活保護制度の適正な運営 ・生活支援に関する各種制度の情報提供 ・生活困窮者に対する自立支援の推進

基本目標3 夢と学びがひろがり未来につながるまちづくり

1 学校教育

現状・課題

- ・子どもたちが「生きる力」を身につけるために、確かな学力の定着に取り組むとともに、教育活動全体を通して道徳教育、一人ひとりに応じた体力の向上をめざした教育を推進。様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくためには、子どもたちが自らの良さや可能性を認識するとともに、全ての人を尊重し、多様な人々と協働しながら成長していくことが必要。
- ・一人ひとりの教育的ニーズを把握し、長期的な視点で一貫して的確な教育的支援を行うために、特別支援教育における個別の教育支援計画を作成。また、特別支援教育支援員の配置、連携協議会やケース検討会議を設置するなど、総合的な支援体制を整えている。特別支援学級・通級指導教室対象児童が増える中、個に応じた適切な対応が必要。
- ・国のGIGAスクール構想によりICT*1を活用した教育活動が広がり、学びのスタイルが大きく変化。全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められている。
- ・いじめや不登校の未然防止とともに、学校訪問による早期発見・早期対応に努めている。いじめ防止の取組については、ネット上のいじめなどネットトラブルへの対応、障がいや性的マイノリティなど児童生徒一人ひとりの特性を踏まえた対応などが求められている。
- ・生きる力を継続的に身に付けさせるために、園小、小中、中高といった学校段階等間の円滑な接続が必要。

施策
1) これからの時代を生き抜く力の育成 確かな学力・豊かな心・健やかな体をバランスよく育み、学びをひろげる教育を推進する。
2) 特別支援教育の充実 乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援を受けられるよう、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた特別支援教育の充実を図る。
3) 教育DX*2の推進 教科指導等においてICTを効果的に活用し、学習への興味・関心を高め教育の質を向上させるなど子どもたちの情報活用能力の育成を図る。
4) いじめ・不登校への取組の充実 教師と児童生徒の好ましい人間関係を基盤に、全ての子どもが安心して学べる学校体制と環境づくりに努める。
5) 小中一貫教育の充実 幼児教育から高等学校教育まで、大空町の特色を生かした一貫教育を進める。

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

- ・教育推進計画（R6～R10）
- ・小中一貫教育基本方針（R5～）

*1 ICT(アイシーティー):情報や通信に関する技術の総称。

*2 教育DX:デジタル技術を活用し、教育の質や効果を高めるだけでなく、教育の目的や手法、学びの環境そのものを見直し、より個別最適化された持続可能な学びへと教育の在り方を抜本的に変革していくこと。

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・主体的・対話的で協働的な学びをめざす授業改善 ・キャリア教育の充実 ・体力・運動能力の向上 ・健康教育・食育の推進 ・道徳教育の充実 ・ふるさと教育の充実 ・幼小中高をつなぐ系統的な外国語教育の推進 ・児童生徒が本に親しみやすい図書環境の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画の活用 ・支援体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・学習ドリル教材、教育用ソフトの活用 ・ICTを効果的に活用した学びの質を高める授業づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査や教育相談、子ども理解支援ツールの活用 ・教職員の生徒指導・教育相談に関わる資質・能力の向上を図る研修の推進 ・インターネット等の危険性についての指導、フィルタリングの徹底、ネットパトロールなどの推進、ネット使用に伴うルールや注意事項など家庭への啓発
<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園や大空高校ともつながる小中一貫校の推進 ・学校教育研究会で幼小中高の連携に関する協議、取組の充実・発展

1 学校教育（続き）

現状・課題

- ・学校運営にあたり、教員が強い使命感や豊かな社会性、実践的な指導力を十分に備えるとともに、継続的に知識・技能を習得し、資質能力の向上を図ることが重要。
- ・校舎の大規模改修により時代に即応した教材備品の整備に努めているほか、通学路の合同点検、スクールバスの運行や事故防止パトロール、不審者情報の提供に努めている。不審者情報に対する通報の取扱いや重要性の区分けなど、学校・家庭・地域が連携して取り組むことが必要。また、通学路の安全確保とともに、スクールバスの乗車場所、時間の見直しなども必要。
- ・地場産品を使った「ふるさと給食」など豊かな人間性を育む基盤となる食育を実施。学校給食を「食」が内包する意義を学ぶ大切な機会と位置付け、地元産食材の更なる活用など食育を推進していくことが必要。また、学校給食センターの建物の老朽化、機械・機器類の耐用年数の経過が見られ、出生数の減少に伴い給食提供数が減少する中、対応が課題。
- ・大空高校では、地域に根ざし、自ら空に飛び上がる力を持つ「飛行機人(びと)」が育つことを目指し、特色や魅力ある学校づくりを推進。町立の高校として、大空高校が地域とともに歩む開かれた学校経営を確立し、魅力ある学校づくりを進めていくことが必要。
- ・大学や高等専門学校へ入学する生徒への修学支援を行うために、奨学金の貸付や入学資金借入金利子等の助成を行っているほか、町外の高等学校等の遠距離通学に対する通学費の助成を実施。通学費補助については、補助対象範囲や内容について見直しが必要。

施 策
6) 学校運営の充実 多様な専門性を有する指導体制の構築、ICTの効果的な活用、研修の個別最適化や教員同士の協働的な学びの充実に努める。子どもたちと向き合う時間や教員同士の研鑽時間などが増えるよう校務を情報化し教員の負担軽減を図る。
7) 安心・安全な教育環境づくり、安全教育の推進 学校施設の通学環境の安全確保、安全な行動を実践するための教育に努める。
8) 給食の提供 安全・安心な給食を提供し、望ましい食習慣の形成を促す。 地場産食材を用いた給食を提供し、食育を推進する。
9) 高校の魅力化・特色化 地域・産業界・企業・大学との連携や様々な地域から多様な生徒を受け入れることで「開かれた学校」を推進するとともに、生徒が行きたい・保護者が行かせたい・地域が活かしたいと思える学校を創る。
10) 高校・大学への進学支援、通学支援 大学や高等専門学校への進学を希望する生徒、学生が進学できるよう支援する。

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の各種研修機会の充実、参加促進 ・部活動指導に関わる教職員負担の軽減、学校における働き方改革の推進 ・子どもと地域がつながる学校づくりの推進、学校運営協議会の運営 ・教職員自身のメンタルヘルスへの気付き、ストレスチェックの実施 ・教職員住宅の改修や整備、住宅環境の充実・改善
<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設、設備の計画的な整備 ・防災教育、交通安全教育、防犯教育の推進 ・登下校中の安全確保
<ul style="list-style-type: none"> ・栄養バランスや食物アレルギーへの配慮 ・学校給食の充実、ふるさと給食の実施 ・給食時間における給食指導、食育に係る座学授業 ・安定して提供できる給食体制の維持
<ul style="list-style-type: none"> ・町立高校の安定的な運営 ・多様な進路を選択できる高校の運営（高校魅力化プロジェクト） ・公設塾の運営とデジタル技術活用による人材育成 ・生徒の探究や越境を通じた学びの還元による地域活性化 ・高校におけるDX推進 ・寄宿舎（大空高等学校交流拠点施設）の運営
<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の貸付 ・入学資金借入金利子等の助成 ・高校通学に対する通学費の助成 ・近隣市町から大空高校へ通学される生徒に対するスクールバス運行による支援

2 生涯学習、社会教育

現状・課題

- ・生涯にわたり、いつでもどこでも誰もが学ぶことができる学習機会の提供と、めまぐるしく変容する社会情勢に対応するために必要な生涯各期における社会教育を実践。健康づくり、ICT利活用、地域防災などは住民の関心が高く、学びや活動のきっかけづくりを工夫していくことが必要。参加のしやすさや、学習の成果を地域や家庭で活かすことのできる仕組みづくりも必要。
- ・学習活動を推進する体制づくりには、指導者登録制度（人材バンク）の活用や新たな人材の登録、企業やNPOなど多様な参加を推進していくことが必要。
- ・放課後における児童の安全な居場所づくりを目的として、女満別地区、東藻琴地区で放課後子ども教室を開設。開催回数を維持するため、両地区のスタッフの確保が必要。
- ・少年期においては、自立心や社会性などを習得する各種体験活動、異世代との交流、子ども会の奨励と育成、郷土愛を育む環境づくりなどが必要。また、学校・家庭・地域が連携するため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用した取組が必要。
- ・青年期においては、青年が集う場所づくりや自主事業への支援、青年団体への継続的な指導助言のほか、まちづくりのリーダーとなり得る人材の育成や世代間・異業種間の交流が必要。
- ・成人期においては、学習ニーズを的確に把握するとともに、世代別に興味関心の高い情報やニーズに対応した指導内容が提供できる仕組みづくりが必要。
- ・PTA連合会、自治会女性部連絡協議会などの目的達成のため、継続的な支援が必要。

施策

1) 生涯学習の振興

楽しさや生きがいを実感できる社会の実現に向けた多様な学習機会を提供するとともに、幼児から高齢者まで様々な年代との交流、生涯学習意欲の向上を図り、生涯にわたる学習活動を促進する。

2) 社会教育の振興

住民の潜在・顕在意識を把握し、地域が抱える課題やニーズに対応した実践的な研修機会の充実や団体の育成に取り組む。
社会教育委員による評価に基づいた事業の見直しを進め、地域に新たな活力をもたらす仕組みづくりを推進する。

3) 少年教育の推進

人生の基礎づくりとして、自立心や社会性などを習得するための学習機会を提供する。
家庭、学校、地域が連携・協働し、健全育成を推進する。

4) 青年教育の推進

社会の一員となるために身に付けるべき心得を習得する機会の提供を図る。

5) 成人教育の推進

楽しさや生きがいを実感できる社会の実現に向けた学習機会の提供に努める。

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

- ・社会教育中期計画(R6～R10)
- ・子どもの読書活動推進計画(R5～R9)
- ・図書館5か年計画(R5～R9)

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・学びを通じて得た知識・技術を活用し、地域の指導者として活躍できる場の提供 ・生活課題解決講座など同じ意識を持つ人が集まる場の提供 ・リーダーバンク登録者の地域学校協働活動への参加促進 ・SNS等を活用し、地域活動など社会参画への関心を高めるような学習情報の発信
<ul style="list-style-type: none"> ・生涯各期に応じた課題の把握や解決に至る過程について各種社会教育関係団体を通じ定期的に学ぶ機会の提供 ・潜在・顕在意識を把握するためのアンケート調査の実施・検証 ・多様化・高度化する学習ニーズに対応するための情報収集・提供
<ul style="list-style-type: none"> ・放課後や週末の安心・安全な場所の確保 ・ジュニアリーダーの養成 ・心身の健全育成、社会の幅広い教育機能の活性化や地域の教育力向上
<ul style="list-style-type: none"> ・シニアリーダーの養成 ・青年団体同士の親睦と連絡調整、青年活動に必要な諸課題の解決 ・まちづくりへの参画による将来を担う青年活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・学習意欲を喚起するために、ニーズに対応した学習機会の提供 ・出前講座(アウトリーチ)の実施 ・まちづくりや地域づくりを担う人材の育成・登録・活用

2 生涯学習、社会教育（続き）

現状・課題

- ・高齢期においては、経験や技術を活かす仕組みづくり、世代を超えた仲間づくりや交流、健康年齢を上げる取組などが必要。また、高齢者に伝わりやすい情報提供や、移動手段の少ない高齢者も参加しやすい出前講座の充実も必要。
- ・図書館については、女満別駅との複合施設である女満別図書館、東藻琴生涯学習センター内にある東藻琴図書館がある。女満別図書館は駅利用者や仕事帰りにも利用できるよう午後8時まで開館しているほか、遠くてなかなか図書館まで来られない方、児童・生徒へのサービスとして移動図書館車「メルヘン号」が町内を巡回。専門的な資料要求には、オホーツク管内8市町が加盟する北見地域図書館ネットワークや道立図書館、道内図書館等と連携し対応。図書館の利用増加につながるPR及びニーズの掘り起こし、読み聞かせ活動や図書館におけるボランティアの育成、郷土資料などの収集整理や郷土資料のデータベース化が必要。
- ・社会教育施設については、環境改善のほか学校開放事業により様々な学習活動を支援。町民からの要望を踏まえた備品の整備とともに、老朽化した施設の見直しや耐震調査に基づいた計画的な修繕・改修が必要。また、各施設の役割と機能、必要に応じた施設統廃合もふくめ社会教育施設のあるべき姿を検討することが必要。
- ・東京都稲城市が姉妹都市、熊本県氷川町が友好都市となっており、小中学生を対象とした交流や、文化・芸能を通じた交流などを実施。また、オホーツク町村会を枠組みとした交流事業など、近年は住民主体の交流が行われている。

施 策
<p>6) 高齢者教育の推進</p> <p>高齢者の多様な活動により、地域の教育力を高める取組を推進するとともに、高齢者の健康づくり、活躍の場づくりにもつなげる。</p>
<p>7) 読書活動の推進</p> <p>「子どもの読書活動推進計画」「図書館5か年計画」に基づき、読書に親しむ環境づくりを推進し、住民の生活課題や学習要求に対応できる資料を収集する。</p>
<p>8) 家庭教育支援の充実</p> <p>生きていくうえで必要なライフスキルを子どもに身につけさせるための親（保護者）への学習機会を提供する。</p>
<p>9) 社会教育施設の活用、維持管理</p> <p>社会教育施設・設備の有効活用、計画的な整備を図る。</p>
<p>10) 姉妹都市・友好町との交流</p> <p>これまでの交流で育まれた関係を大切にしながら、児童生徒を中心に交流を進める。</p>
<p>11) 新たな地域との交流の創出、活動の支援</p> <p>住民の主体的な活動や大空高校の活動を支援することを通じて、稲城市・氷川町以外の新たな交流を創出する。</p>

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・学習要望に即した機会の提供 ・交流の機会の提供、積極的に社会参加を促す取組の強化 ・高齢者の経験や技術を活かす社会参加の仕組みづくり
<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの読書活動推進計画」「図書館計画」に基づく年次的な環境整備 ・生涯にわたって読書を楽しむきっかけづくり ・図書の貸出やレファレンス(問い合わせ)、読書相談など図書館サービスの向上
<ul style="list-style-type: none"> ・親(保護者)を対象とした家庭の教育力向上のための学習機会の提供 ・親(保護者)が気軽に相談できる環境の構築 ・家庭教育支援につながる広報、情報の発信
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用状況の把握、施設の有効活用の検証 ・「公共施設等総合管理計画」に基づいた施設の在り方の検討 ・指定管理者との連携による施設環境の整備 ・施設利用団体との連携による利用しやすい環境の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市稲城市民との交流事業の推進 ・友好町氷川町民との交流事業の推進 ・姉妹都市・友好町交流を通じた教職員同士の交流研修の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな地域と町民との交流支援

3 スポーツ

現状・課題

- ・スポーツを通じた世代間交流やスポーツ交流による地域活性化を図るとともに、マラソン大会や町民スポーツ大会の事業内容を刷新し、多くの町民が親しめるスポーツイベントを開催。年齢や体力に合わせて、競技スポーツ以外にも町民がスポーツを実践できるような取組が必要。
- ・町民スポーツ教室のほか、総合型地域スポーツクラブを支援し、自発的な活動の促進と指導者の育成に努めている。活動しやすい環境整備を図るため、指導体制の充実が必要。また、学校部活動の地域移行に向けての準備を進めることも必要。
- ・北海道ゆかりのオリンピック選手らでつくる「北海道オール・オリンピアンズ」と連携協定を締結し、トップアスリートのスポーツ体験や講演などを町内で開催。スポーツへの興味関心を高めるため、SNSなどを活用した情報発信のほか、スポーツ団体活動に参加・体験・見学ができる取組が必要。
- ・スポーツや体力づくりに親しめる場として、ゲートボール場、体育館、テニスコート、多目的広場、野球場、スキー場、弓道場、相撲場、トレーニングルームなどがあるほか、学校体育施設を開放しスポーツ少年団の活動を支援。計画的な施設改修や統合により維持管理コストを削減する工夫や、施設利用者の多様なニーズに即した多目的な利用方法の検討が必要。

施 策
1) 体力・運動能力の向上 生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するため、体力・運動能力の向上や健康教育の充実・推進に努める。
2) スポーツに関心を持ち親しむ機会の提供 町民のニーズを把握し、生活スタイルに応じたスポーツ機会の提供に努める。
3) 各種スポーツ大会の開催 町民が参加する各種スポーツ大会を開催。 郷土愛の育成や地域振興にもつながるスポーツ大会を開催し、参加を促進する。
4) 自発的なスポーツ活動の支援 町民が日常的に活動しているスポーツ活動を支援する。

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

・社会教育中期計画（R6～R10）

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">・スポーツ教室の実施・冬期間のスポーツ活動の推進
<ul style="list-style-type: none">・スポーツの日常化と健康づくりの推進、親睦・交流の促進・インクルーシブスポーツを通じた運動習慣の定着・健康的な生活をおくるためのニーズに対応した運動の機会の提供・トップアスリートによるスポーツ教室や講演の開催
<ul style="list-style-type: none">・全道・全国大会出場者への助成・スポーツ大会を通じたスポーツ振興、町のPR
<ul style="list-style-type: none">・地域スポーツ団体への支援・町民のスポーツ活動を推進する指導者の育成や養成、指導体制の充実

4 地域文化

現状・課題

- ・小学校、中学校、高等学校で「青少年文化劇場」を実施しているほか、町民が芸術・文化に気軽に触れる機会として、初心者向け芸能・文化講座「総合型芸能文化倶楽部～街なかカルチャー教室」、青少年育成協会が実施する芸術鑑賞事業など、さまざまな鑑賞の機会を提供。今後も、町民要望の高い芸術や文化に触れる機会を提供するとともに、SNSなどを活用した町民への芸術・文化の情報発信が必要。
- ・芸術・文化の継承と振興のため、文化団体活動への参加促進とともに、講座や教室の開設や参加者・受講者の組織化、新たな文化団体創設への取組が必要。
- ・埋蔵文化財（遺跡）は女満別地区 49 か所、東藻琴地区 16 か所から発見。擦文土器時代の元町遺跡や石碑などの管理補修、国指定天然記念物の女満別湿生植物群落の環境保全、新たな古木の指定などを実施。文化財や天然記念物に関する文化・自然的意義などを周知するとともに、保存継承していく取組が必要。
- ・東藻琴生涯学習センター郷土資料室には、女満別研修会館・東藻琴ふるさと資料館・山園ふるさとセンターの3か所に分散展示していた郷土資料から厳選したものを展示。郷土資料台帳を活用し、資料を整理したうえで廃棄・保存・収集を行っていくとともに、見やすくわかりやすい展示や、テーマ別による期間展示など興味関心を高める取組が必要。

施 策

1) 芸術・文化活動の推進

芸術・文化の鑑賞事業を充実させるとともに、芸術・文化活動への支援を実施。新たな芸術・文化活動を創設するために、ニーズの把握と奨励に努める。

2) 文化財の保存及び活用の推進

郷土資料や文化財の展示方法の検討と活用・収集、適切な管理に努める。貴重な天然記念物の保護、環境保全に取り組む。文化財に関する広報活動を推進する。

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

・社会教育中期計画（R6～R10）

10年間で取り組むこと

- ・芸術・文化を創造・創作し発表する機会の充実
- ・芸術・文化に気軽に触れる機会の提供
- ・文化団体相互の連携、活動活性化
- ・町民の舞台芸術への関心を向上させ、創作活動をととした交流の促進と地域の活性化

- ・文化財指定基準・要綱に基づいた町内の貴重な文化財の在り方の検証
- ・天然記念物である湿生植物群落の調査、保全活動
- ・郷土資料や文化財等町を広く町民に知ってもらう機会の創出
- ・郷土資料や文化財の展示方法の工夫や資料の整理の推進

基本目標4 これからの住みやすさを支えるまちづくり

1 市街地、住環境

現状・課題

- ・女満別地域は「都市計画」に基づき、土地利用、都市施設、面的整備などを推進。今後も用途地域の変更も含めコンパクトな市街地形成や低炭素化社会に対応したまちづくりが必要。東藻琴地域は地域の活性化や住みやすい居住環境を備えたまちづくりとともに、一部が阿寒摩周国立公園に含まれていることもふくめ、無秩序な開発抑制・環境保全を踏まえた土地利用が必要。
- ・町の総面積の66%が畑と山林で、農地は農地法、森林は森林法に基づき土地利用を推進。食料自給率の向上を図るための農地の確保や多面的な機能を持つ森林の保全、整備が必要。
- ・「住生活基本計画」に基づき、住宅に関するニーズや動向を踏まえながら住宅政策を推進。持ち家や公営借家の割合が比較的高く、民営借家率は低い。町営住宅は21団地、99棟、498戸（令和7年4月1日現在）で、「町営住宅長寿命化計画」に基づき、町営住宅の建替や改善を推進。また、町有地を利用した宅地分譲を計画的に実施。

施策

1) 人口減少や高齢化に対応した土地利用

土地利用に関する計画に基づき、都市機能をコンパクトに集積した利便性の高いまちづくり、農業・観光を取り込んだまちづくりを進める。

2) 景観資源の保全と活用

美しい景観を後世に引き継ぐため、良好な景観の形成を妨げる行為の制限、景観の保全に努める。

3) 農地や森林の適正な土地利用

農地や森林の持つ多面的な機能に配慮しつつ、適正な土地利用、自然環境の保全に努める。

4) 誰もが安心して暮らせる住宅・住環境の形成

住宅に関する情報発信や相談支援、建設支援を行い、住宅建設を推進する。年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住みやすいと思える住まいづくりを推進する。

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

- ・都市計画マスタープラン(R3～R22)
- ・立地適正化計画(R9策定予定)
- ・町営住宅長寿命化計画(R4～R13)
- ・住生活基本計画(R4～R13)
- ・空家等対策計画(R8～R12 策定予定)
- ・都市公園長寿命化計画(R4～R13)
- ・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(R7～R12)
- ・まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略(R8～R12)
- ・公共施設等総合管理計画(R8～R17)

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・「立地適正化計画」の策定 ・急激な人口減少や高齢化に対応できるよう生活圏内の利便性の向上、機能的な市街地形成の推進 ・持続可能な効率的な土地利用の推進 ・市街地の空洞化減少につながる土地利用の推進 ・にぎわいの場の創出と将来を見据えた魅力ある街並みづくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による景観写真・動画などのアーカイブ化と記録継承 ・景観を阻害する行為に対して地域全体の意識を高めるための周知啓発検討
<ul style="list-style-type: none"> ・「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農地の効率的な利用促進 ・「農地法」に基づく農業生産力の増進 ・「森林法」に基づく木材生産機能、水源かん養、自然環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> ・町民の持ち家取得に対する支援 ・本町における良質な住宅の啓発普及、建設支援 ・良質な宅地分譲の推進、宅地分譲のための調査の実施 ・住まいに関する情報提供、相談体制の充実 ・住民票窓口における転出入者に対するアンケート調査の実施 ・子どもを産み育てやすい住まいづくりの支援 ・町営住宅の高齢者向け住宅、高齢者向け施設への転用検討 ・町営住宅におけるユニバーサルデザインの導入 ・シルバーハウジング、障がい者向け住宅の導入検討 ・ペット可町営住宅の検討 ・町営住宅の適正な管理戸数の確保、計画的な維持補修 ・町営住宅老朽ストックの計画的な更新 ・公営住宅の用途変更の検討 ・新たな住宅セーフティネット制度の活用検討（民間賃貸住宅を活用した住宅確保）

1 市街地、住環境（続き）

現状・課題

- ・市街地の空き家・空き店舗等を有効活用するため、住み替え者への助成のほか、町内の空き家登録物件を公開し、移住や住み替えを検討している方とのマッチングをサポート。一方、危険な空き家や長期間利用されていない空き家もあり、今後増加が懸念される中、「大空町空家等対策計画」に基づき、空き家等対策を総合的かつ計画的に実施。
- ・公園や緑地などが 15 か所あり、計画的な整備と改修を実施。町民からの意見を聞いて遊具を設置するなど努めている。

施 策
5) 大空町の環境と調和した良質で省エネルギーな住宅ストックの形成 災害への備え、ゼロカーボン実現に向けた取組を推進する。 良好な住環境の維持、向上のための理解促進を進める。
6) 中古住宅、空き家・空き店舗の利活用 町内にある中古住宅や空き家などを活用しながら、良質な住まいづくりを進める。
7) 空き家対策の推進 「大空町空家等対策計画」に基づき、本町の地域の実情に合わせ、空き家対策を総合的かつ計画的に実施する。
8) 公園・緑地の管理 快適で安全に公園を利用できるよう公園・緑地の維持管理に努める。
9) 葬斎場、共同墓地の維持管理 葬斎場、共同墓地の適切な維持管理に努める。

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い住まいづくり(住宅の耐震化の促進など) ・北国にふさわしい良質な民間住宅ストック形成 ・国や北海道が行う省エネに関する補助・助成制度の積極的な活用推進 ・太陽光や地熱などの再生可能エネルギーの利用促進 ・環境負荷の低減に配慮した住まいづくり ・省エネルギー・省資源に向けたライフスタイルの提案や意識の定着 ・住宅地景観の形成促進のための住まい手への意識啓発
<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い中古住宅の流通促進 ・大空町空き家等情報登録制度による空き家などの有効利用、一戸建て住宅の住み替え等の促進 ・町内従業者の住宅建設等の促進 ・民間賃貸住宅への円滑な入居促進 ・公営住宅における民間活力導入の検討 ・町内住宅関連事業者の技術力向上
<ul style="list-style-type: none"> ・所有建物・土地周辺の適正管理指導 ・空き家等の調査 ・空き家等の適切な管理の促進 ・空き家等及び跡地の活用の促進 ・管理不全空き家・特定空き家対策の促進 ・町民等からの空き家等に関する相談への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・遊具の整備点検や計画的な更新 ・公園環境の整備、維持管理
<ul style="list-style-type: none"> ・葬斎場の計画的な維持補修、修繕 ・共同墓地・合同納骨塚の計画的な維持補修、修繕

2 道路

現状・課題

- ・町内には国道 39 号が南北に、国道 334 号が東西に貫いているほか、高規格道路（美幌町高野－女満別空港）、道道 10 路線、女満別地域と東藻琴地域を結ぶ町道開陽中央線などが幹線道路の役割を果たしている。高規格道路は、女満別空港から網走市方面へ、また、美幌町から北見市を経由し足寄町方面まで延伸・整備される予定。高規格道路及び国道や道道については、国や道に対し整備を要望。
- ・町道は 489 路線あり、道路延長は 624.7 キロ。町道における安全性や利便性の向上のため、道路改良や歩道整備を実施。
- ・大空町が管理している道路橋は 134 橋。建設後 50 年を経過する高齢化橋梁は 19 橋あり、今後も増大。
- ・冬期間の町道の安全を確保するため、「除雪計画」に基づき、道路パトロールや迅速な除雪作業に努めている。除雪車両の稼働状況については、ホームページで公開。

施 策

1) 幹線道路等の整備

国や北海道との調整を図りながら、国道や道道、女満別地域と東藻琴地域を結ぶ道路、交通の利便性の向上となるような道路など幹線道路網の形成に努める。

2) 町道の維持管理と人にやさしい道路づくり

補修箇所の優先順位を的確に判断しながら、町道・歩道の整備、橋梁の補修を計画的に整備する。

町民の誰もが安心・安全で快適に利用できる人にやさしい道路環境づくりを推進する。

3) 冬期間の生活道路の確保

冬期間の降雪時、町管理道路の除排雪、凍結路面对策等を実施し、町民生活の安全・安心と経済活動の確保を図る。

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

- ・橋梁長寿命化修繕計画(R5～R14)
- ・都市計画マスタープラン(R3～R22)

10年間で取り組むこと

- ・国道の整備促進の要望
- ・道道の計画的な整備促進の要望
- ・開陽中央線道路の整備
- ・北海道横断自動車道（網走線）の延伸に備えた新たなインターチェンジ線の検討

- ・町道・歩道の計画的な整備
- ・法定点検に基づいた橋梁の補修
- ・生活の基幹道路となる道道の計画的な整備要望
- ・街灯の維持・管理、実態の把握による適切な設置

- ・除雪機械の計画的な更新
- ・除雪情報の提供（ホームページで公開）
- ・デジタル技術を活用した道路状況の確認、情報提供

3 公共交通、移動支援

現状・課題

- ・令和7(2025)年度より「地域公共交通会議」を開催し、地域の実情に合わせた公共交通の在り方について協議。高齢者だけでなく、すべての人の移動格差をなくすことが必要。
- ・鉄道はJR石北本線が通り、女満別駅と西女満別駅がある。バスは、女満別空港に乗り入れているほか、札幌市までの都市間バスや、女満別～網走間、東藻琴～網走間の路線バス、東藻琴と女満別間で乗車することができる地域間バスが運行。鉄道や生活路線バスの利便性向上と路線維持のため、鉄道利用者や交通機関に支援。今後も近隣市町と連携し利便性向上や路線維持確保のための要望を伝えていくことが必要。
- ・女満別空港は北海道内7空港一括の民間委託による運営が開始。近隣市町と連携し、運営事業者に対して地域の現状や要望を伝えつつ、利用拡大及び需要の開拓に向けた取組を実施。
- ・空港・鉄道・バスの交通連携、広域連携の取組により地域全体で交通を考える北海道 MaaS*プラットフォーム「オホーツクモデルプロジェクト」(オホーツク観光 MaaS 実証プロジェクト)に参加。

*MaaS(Mobility as a Service):複数の公共交通や移動サービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済等を一括で行えるようにするサービス。

施 策
1) 日常生活を支える交通体系の検討 従来の公共交通サービスに加え、多様な輸送資源の活用など、誰もが安心・安全・快適に移動できる環境づくりを総合的に検討する。
2) 公共交通等サービスの利便性向上 持続可能な公共交通サービスの確保に向けて取り組む。
3) 航空路線の維持・拡大、空港の利用促進 近隣市町や航空会社、就航都市、空港運営事業者などと連携し、航空路線の維持・拡大や空港の利用促進に努める。

10年間で取り組むこと

- ・通院や通学等への支援、公共交通の利用につながるため利便性の高い交通手段の検討
- ・地域公共交通会議の開催
- ・免許返納・高齢になっても安心して住み続けることができる方法の検討

- ・既存公共交通事業者の支援
- ・バス路線維持のための継続支援（網走市との連携）
- ・オホーツク観光 MaaS 実証プロジェクトへの参加

- ・空港を活用した地域の魅力創出
- ・航空路線の維持・拡大、空港の利用促進

4 上下水道

現状・課題

- ・水道は、女満別本町地区・女満別高台地区・東藻琴地区の各給水区域の水源や施設の管理のほか、水道施設・管路の維持管理と更新に努めている。漏水事故が増加しており、老朽管の更新が必要。女満別地区については、網走市からの原水融通（取水地は東藻琴）により水質改善を予定。
- ・下水道は、公共下水道事業（女満別地区）と特定環境保全公共下水道事業（東藻琴地区）で整備。隣接する網走市の公共下水道に接続し、網走浄化センターにて汚水を処理し、海へ放流。下水道施設の維持管理と更新のほか、個別排水施設の管理や合併浄化槽の整備を推進。公共下水道区域外の住宅で合併処理浄化槽を設置する方には補助金を交付。
- ・上下水道事業は令和6（2024）年に地方公営企業会計に移行。上水道事業はアセットマネジメント（資産管理）計画に基づき、中長期の更新需要を見通しながら、効率的かつ計画的な事業を運営。下水道事業は、公共下水道と個別排水処理の事業経営戦略に基づき、中長期的な視野で事業を運営するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、長期的な視点で優先順位付けを行ったうえで施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体の管理の最適化に努めている。今後は水道料金の統一化を検討していくことが必要。

施 策
1) 水道施設の整備、維持管理 安定した水源の確保や供給、施設や水道管の維持管理に努める。
2) 下水道・排水処理施設の整備、維持管理 下水道や個別排水施設の整備、維持管理に努める。
3) 上下水道事業の健全運営 上下水道事業に係る計画に基づき、健全な事業運営に努める。

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

- ・アセットマネジメント計画
- ・下水道ストックマネジメント計画
- ・公共下水道事業経営戦略（H29～R8）
- ・下水道事業（個別排水処理事業）経営戦略（H29～R8）

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">・水道施設の維持管理、計画的な更新・網走市からの原水融通
<ul style="list-style-type: none">・下水道施設の維持管理、計画的な更新・個別排水施設の管理と合併浄化槽の設置推進、適正な維持管理に向けた指導
<ul style="list-style-type: none">・計画に基づいた上下水道事業の運営・料金改定の検討・広域連携の維持・強化

5 生活環境

現状・課題

- ・本町の北側には網走市との境界に網走国定公園に含まれる網走湖があり、大空町側に広がる湿地は「女満別湿生植物群落」として国指定の天然記念物に指定。女満別湖畔や河川環境を保全するため、環境美化のほか、学校や関係団体と連携し、植樹活動を実施。
- ・自治会やボランティア団体、大空高校などの協力により、公共施設周辺や道道女満別空港線で花いっぱい運動を実施。花壇の管理のしやすさを工夫することが必要。また、自治会一斉清掃など町民や関係団体の協力により清掃活動を定期的実施。そのほか、山林や空き地における不法投棄の防止に向けた巡回パトロール、広報による啓発を行っているが、対策の継続が必要な状況。
- ・犬の登録とともに狂犬病予防注射の集合接種を定期的実施するほか、正しいペットの飼育やマナーを普及。
- ・危険害虫の被害防止や注意喚起、エキノコックス感染症対策などを実施。

施 策
1) 環境保全、環境美化の推進 森林や湖畔、河川など水環境も含めた自然環境や自然景観の保護・保全に努めるとともに、身近な景観の美化・保全活動を進める。
2) ペットの適正な飼養の促進 畜犬飼育の適正化を図るなどペットが適正に飼育されるよう努める。
3) 動物・害虫被害の軽減 動物や害虫が生活環境に影響を及ぼさないように駆除や対応を行う。

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

- ・一般廃棄物処理基本計画(H29～R13)
- ・一般廃棄物処理実施計画(毎年度策定)
- ・災害廃棄物処理計画(R3～)
- ・空家等対策計画(R8～R12 策定予定)

10年間で取り組むこと

- ・自然環境や自然景観の保護・保全に向けた巡視・監視活動の推進
 - ・森林や湖畔、河川など水環境の美化・保全活動の推進
 - ・花いっぱい活動の推進
 - ・不法投棄の未然防止に向けた巡回パトロールの維持・強化、山林や空き地などの所有者、管理者、警察機関や企業、地域住民との連携により、監視体制の強化
-
- ・畜犬登録(マイクロチップの推奨)、狂犬病予防接種の実施、登録と予防接種の呼びかけ
 - ・愛玩動物等の適正飼養の啓発
 - ・広報誌やホームページを活用した狂犬病の知識・「動物愛護法」の理念・飼養者責任などに関する周知
-
- ・スズメバチなどの害虫駆除の実施
 - ・キツネやカラスなどによる生活環境被害への対応(エキノコックス感染症対策、広域化)

5 生活環境（続き）

現状・課題

- ・一般家庭から排出されるごみは、6区分17種別に分別したうえで収集。ごみの減量のため、正しいごみの分別や処分、3R運動の取組を呼びかけるとともに、民間事業者を利用したリユースを促進していくことが必要。リサイクルセンターで資源ごみの選別、圧縮梱包などを実施しているほか、燃やすごみは、一般廃棄物焼却処理施設で焼却処理し、燃やせないごみ、資源化・減量化を行った後発生する残さなどは一般廃棄物最終処分場に埋立。生ごみはたい肥製造施設でたい肥化し還元。
- ・下水道をつなげていない家庭のし尿汲み取りを行うとともに、合併処理浄化槽の設置を促進。し尿と浄化槽汚泥はし尿前処理施設に搬入し、前処理を行った後、下水道へ放流。

施 策
4) ごみの排出抑制、資源化の推進 循環型社会の構築に向けて、町民・事業者・町が一体となって、廃棄物減量・リユース等の3R活動を推進し、ごみ減量・資源化に取り組む。
5) 廃棄物の収集、適正処理 効率的で環境に配慮した収集・運搬に努める。
6) 廃棄物処理施設、最終処分場の適正管理 日々排出される廃棄物の資源化により、廃棄物処理施設、最終処分場の延命化に努める。施設の整備・更新にあたっては、環境への負荷を最小限に抑えるよう努める。
7) 適正なし尿処理 し尿処理体制を維持するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進する。汲み取りし尿、浄化槽汚泥の適正な処理に努める。

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物・資源物に関する情報提供(分別の効果、間違えやすい分別、処理費用の状況) ・ごみ出しや分別に関する説明会(懇談会)の開催、ニーズ把握 ・民間のリユース事業紹介 ・先進事例の情報入手・導入検討 ・分別区分の検討
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物・資源物の分別指導、不適正処理防止の啓発(不法処理(収集運搬・保管・処分、焼却等)) ・汲み取り世帯への下水道接続・合併処理浄化槽設置促進 ・廃棄物広域処理の検討 ・災害廃棄物の処理
<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物最終処分場の適正維持管理 ・旧処分場閉鎖に向けての計画的埋立 ・新たな一般廃棄物最終処分場の整備に向けた取組 ・一般廃棄物焼却処理施設の適正維持管理 ・新たな焼却処理施設整備に向けた取組 ・リサイクルセンターの適正維持管理 ・資源物処理設備更新の検討 ・災害廃棄物受入れの備え
<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理の適正実施 ・二見ヶ岡クリーンセンターの維持管理

6 消防、救急、防災

現状・課題

- ・町内には大空消防署と大空消防署東藻琴出張所があり、消防・救急車両の更新や設備の整備を計画的に進めているほか、救急救命士の養成や各種資格者の養成に努めている。救急救命士の高齢化が進む中、高度な救急業務が行える体制を維持するために計画的な救急救命士の養成が必要。
- ・消防団は2団あり、火災や災害時の消火・救助活動のほか救命救急に関する知識の習得や町民への防火・防災意識の啓発に努めている。団員の高齢化による人員減が予測され、団員確保が必要。
- ・防災への意識を高めるために、町民を対象とした防災訓練を実施。自主防災組織の設置と育成の促進、避難行動要支援者対策が今後の課題。
- ・災害時には町のホームページのほか、メール配信サービスで、警報などの気象情報、緊急情報などを配信。情報伝達手段のデジタル化が進む中、どの世代にも迅速に伝わる情報伝達体制が必要。また、大雪等での道路通行止め情報の伝達手段が課題。
- ・山地災害や水害への対策のため、河川の維持管理や災害復旧工事を行うとともに、未改修河川の改修を要望。また、網走川水系の洪水被害を最小限とするため、災害時の緊急復旧活動に必要なコンクリートブロックなどの緊急用資材の備蓄、水防センター、駐車場等の整備など災害時の活動拠点となる河川防災ステーションを国が町内に設置。平常時には、河川を軸とした環境学習・防災教育等の文化活動の拠点としても活用。

施 策
1) 消防・救急業務を担う人材の育成 多様化する災害や、高度な救急業務に対応するために、中長期的な視点を持ちながら人材を計画的に育成、確保に努める。
2) 消防施設、消防車両の計画的な整備 消防力の維持強化のため、消防施設及び消防車両の計画的な整備を進める。
3) 消防団員の確保 地域防災を支える消防団員の確保のため、魅力ある団づくりを進める。
4) 日頃からの防災意識の共有 自ら身を守る「自助」と地域で助け合う「共助」により災害発生時に迅速な対応ができるよう、日頃から防災への意識を共有する。
5) 災害時の広報・通信体制の充実 災害時にすべての年代の人々に情報が迅速に伝わる広報・通信体制を確立する。
6) 河川や山地の災害対策の推進 未改修河川の整備促進や砂防対策、急傾斜地崩壊対策など、山地災害の防止対策を促進する。

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画 ・耐震改修促進計画（R4～R13） ・国民保護計画

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・消防職員の訓練・研修の充実 ・計画的な救急救命士の養成 ・救急関連資格者の養成
<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設の整備、維持管理 ・消防車両の整備、機能強化
<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の訓練・研修の充実 ・魅力ある消防団づくりの整備、団員確保の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災訓練の実施 ・自主防災組織の結成支援 ・災害時における要支援者（災害弱者）対策の推進（実効性のある個別避難計画の作成、避難所対策の確立） ・耐震化の促進 ・大空地区河川防災ステーションの活用
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における町民への情報伝達手段の強化（防災行政無線の見直しと再構築）
<ul style="list-style-type: none"> ・河川や山地の災害の防止、対策に向けた要請 ・道路の法面の補強や修繕

7 交通安全、防犯、消費者対策

現状・課題

- ・交通事故による人身事故発生件数は毎年5件前後で推移。交通安全防犯推進委員会や交通安全協会と連携し、交通安全運動や街頭交通指導、通学路における交通指導、交通安全教室などを実施。交通事故の危険性が高い道路には注意看板や標識を設置しているほか、信号機などの設置を要請。特に通学路については関係課や団体と連携し、通学路の点検を行い横断歩道の設置要請など安全性の向上に努めている。
- ・防犯対策として、教育関係機関による不審者対策巡視活動、交通安全防犯推進委員会の呼びかけによる自治会内パトロールなどを実施。特殊詐欺の被害が全国で増える中、対策を進めることが必要。
- ・消費生活センターと連携し、苦情相談の受付や消費者啓発活動を実施。高齢化に加え、成人年齢の引き下げによる若年者の消費者被害の増加が懸念されており、防止に向けた取組が必要。

施 策
<p>1) 交通安全対策の推進</p> <p>大空町交通安全計画に基づく交通安全対策を総合的かつ強力に推進し、町内における交通事故発生の減少に努める。</p>
<p>2) 防犯対策、消費者対策の推進</p> <p>各種防犯推進関係団体と連携し、地域が一体となって防犯対策を強化するとともに、消費生活に関するトラブル解消、被害防止に努める。</p>

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

・交通安全計画（R8～R12 策定予定）

10年間で取り組むこと

- ・道路交通環境の整備・要望（人優先の安全・安心な歩行空間の整備、改築による道路交通環境の整備、効果的な交通規制の推進など）
- ・交通安全意識の向上とより良い交通マナーの習得促進（交通安全教育、交通安全に関する普及啓発活動の推進）
- ・高齢者の交通安全意識の向上、交通事故対策（免許返納の推進等）
- ・自転車の交通安全運転の確保

- ・防犯活動・不審者巡回の実施
- ・暴力団排除運動の実施
- ・再犯防止の取組（社会を明るくする運動）
- ・犯罪被害者支援の実施
- ・防犯への注意看板・ポスター、掲示物等の適正な設置
- ・特殊詐欺を未然に防ぐ情報提供、啓発
- ・北海道消費生活センターとの連携による消費者相談の実施
- ・成年年齢引下げを見据えた若年者への若年者への消費者教育

基本目標5 未来につながる持続可能なまちづくり

1 関係人口、移住、定住

現状・課題

- ・移住希望者に向けて移住定住情報サイト「オオゾライフ」で大空町の魅力や日常、仕事や求人の情報など様々な支援メニューを随時紹介するなど情報を発信。そのほか各種SNSや町のホームページでもお試し暮らしや助成制度の情報などを掲載。
- ・道外の移住者相談会への参加のほか、定住をサポートする会と連携し、移住者を支援する体制を整えている。幅広い世代に向けて移住を呼び掛けているものの、子育て世帯の移住促進は効果が十分に表れていない状況。のびのびと子育てできる環境や子育て世帯への助成や支援が多くあることをより積極的にアピールし、子育て世帯の移住や定住を促進することが必要。
- ・網走刑務所での利用がされなくなった住吉作業所を、包括連携協定に基づき利活用して、観光農園・果樹園を始めるためにイナキビやハスカップの栽培、商品開発を実施。関係人口を創出する場としての活用が期待されている。

施 策
1) 移住・定住につながる情報の発信 町の知名度向上に努めながら、移住に関心がある人に積極的に情報を発信し包括的に支援する。
2) 移住に関する相談支援、サポート 移住に関する相談支援やコーディネートを行うとともに、幅広い視点からサポートできる体制の充実を図る。
3) 子育て世帯の移住促進 子育て支援の取組を積極的に周知し、子育て世代の移住・定住を促進する。
4) 網走刑務所住吉作業所の利活用 網走刑務所住吉作業所を活用した地域活性化策、関係人口創出施策を実施する。

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

・まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略（R8～R12）

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・SNSや町のホームページなどを通じた大空町の魅力や情報の発信、発信力の強化 ・無料職業紹介所・スポットワークマッチング支援 ・お試し暮らし住宅の利用、運用改善 ・空き家利活用 ・民間賃貸住宅の活用
<ul style="list-style-type: none"> ・移住相談支援の充実 ・移住希望者・移住者のサポート体制の充実（定住をサポートする会との連携、活動支援）
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯の住宅新築・準備助成、空き家利活用助成の拡充 ・SNSなどを活用した子育て支援に関する各種助成や支援の情報発信
<ul style="list-style-type: none"> ・作業所の未利用区画の利活用検討 ・既存参画事業者に対する支援 ・新規参画事業者の開拓 ・地域おこし協力隊の活用検討 ・網走刑務所との連携（刑務作業の活用） ・事業に関する町内外への広報

2 情報、デジタル化

現状・課題

- ・広報おおぞらや町のホームページを通じて分かりやすい広報に努めているほか、大空町公式 Instagram やそらっきーナビ（通称：そらナビ）など SNS を通じた情報発信も実施。町民との行政の相互理解、情報共有を進めるうえで広報を重視する自治体も増えており、本町においても伝える広報から伝わる広報へと意識を変えて進めていくことが必要。
- ・インターネットを通じて議会中継の動画配信やパブリックコメントの実施、各種申請様式のダウンロードサービスを実施。インターネットの利用状況には個人差があることを踏まえ、情報通信技術を利用できる人と利用できない人の間で格差が生まれないようにすることも重要。
- ・行政サービス、行政事務のデジタル化を進め、業務の効率化やサービスの維持と品質向上に努めている。業務を効率化することで、よりきめ細かな相談業務やサービス提供に力を注ぐことが必要。また、暮らしを支える様々なサービスの中で、必要なデータの連携・共有を進めることにより、より最適化されたサービスの提供を実現することが必要。
- ・町が所有する個人情報、個人情報保護法施行条例に基づき、個人情報保護審査会により情報開示請求等に対する調査や審議を実施。個人情報保護に十分留意しつつ、必要な情報を公開していくことが必要。

施 策
1) 広報の充実 町民の知りたい情報、町が伝えたい情報を、多様な手段を用いて分かりやすく伝える。
2) 町内の更なる通信環境の向上促進 無線環境の向上など整備した通信基盤の利用促進を図る。
3) 行政サービス、行政事務のデジタル化 行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、職員の業務改善、セキュリティ対策、業務継続性の向上に努めるとともに、町民の利便性も向上させる。
4) データ連携基盤の整備・普及 地域の暮らしを支える様々なサービスに必要なデータの連携・共有を相互に進め、一人ひとりにより最適化されたサービスを提供できるようにする。
5) 適切な情報公開の実施 行政情報については、個人情報の保護に十分留意しながら公開を推進する。

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

・行政改革推進計画・行政改革大綱（R4～R8）

10年間で取り組むこと
・誰一人取り残さない広報誌づくり ・ホームページ見直し ・統一した情報発信
・通信基盤の利用促進のための啓発 ・無線環境の活用を推進（行政・民間それぞれの分野で）
・デジタル技術を活用した町民サービスの検討 ・デジタル技術を活用した行政運営の効率化や業務改善の検討
・暮らしの利便性向上や地域課題解決に寄与する、官民データ連携やオープンデータ*活用の推進
・個人情報保護法施行条例に基づいた情報公開の実施

*オープンデータ：（行政が保有する）データを誰もが自由に使えるように公開すること。

3 自治体経営

現状・課題

- ・ 地方自治法に示された「住民の福祉の増進とともに最少の経費で最大の効果をあげる」ことをめざし、事務事業の見直しや職員数の適正化、財政の健全化に向けた取組を実施。近年はデジタル技術や民間活力の導入を推進。
- ・ 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正化と財政負担の軽減及び平準化を推進。施設の老朽化が進み管理運営にかかる費用も増加傾向にある中で、利用状況や将来的な人口減少も視野に入れながら、計画的な施設更新、統廃合、適切な利活用を進めていくことが必要。
- ・ コンビニエンスストア等収納に加え、税や各種公金の納付方法に地方税統一QRコードを活用できるようにするなど、より一層納付しやすい環境整備を推進。今後も納税等の意識を高め、町税や各種使用料等の滞納を解消することが必要。
- ・ ごみ処理や下水道、消防等で周辺市町と連携し広域的に事業を実施。また、網走市と定住自立圏協定を締結し、休日における医療体制、生活路線バスの維持において相互連携を図っている。

施 策
1) 事務事業改善による行政サービスの質の向上 社会情勢の変化や町民の意向を捉えたサービスをめざす。デジタル化を推進するとともに、民間参入が適している事務事業を委託し、質の高いサービスの提供に努める。
2) 行政経営基盤の強化と機能的な組織編制 財政運営の効率化や的確で機能的な組織編制に努めながら、手続きの効率化や住民ニーズを捉えたサービスの改善に努める。
3) 財政運営の適正管理の推進 公共施設等総合管理計画に基づく適正な施設管理に努める。 民間活力の導入や企業版ふるさと納税の活用などで公的負担の抑制を推進する。
4) 税への理解促進と納税の推進 税を納めやすい環境づくりを進めながら、滞納処分を推進し税負担の公平性を確保するとともに、税の必要性を伝え納税意識の高揚に努める。
5) 広域行政の推進 共通する課題解決や目標に向けて関係自治体が連携して対処することで、より高い効果が期待できる取組を推進する。

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

- ・行政改革大綱・行政改革推進計画（R4～R8）
- ・公施設等総合管理計画（R8～R17 策定予定）
- ・個別施設実施計画（R8～R17 策定予定）

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・ICT*を効果的に活用した行政サービスの向上 ・事業改善のための意向調査の実施 ・事務事業評価の実施と行政評価方法の継続的検討 ・社会的背景に即した指針や方針の見直し ・ニーズに応じた指定管理業務の改善 ・行政サービスの質を高める業務委託の検討 ・行政事務におけるデジタル化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・使用料・手数料の見直しによる受益と負担の適正化 ・未利用財産の活用及び処分 ・定員適正化と機能的な組織編制
<ul style="list-style-type: none"> ・財務及び資産状況の把握、周知 ・公共施設の長寿命化の推進 ・公共施設の有効活用と統廃合の検討 ・公民連携の幅広い活用 ・自主財源の確保（企業版ふるさと納税などの活用）
<ul style="list-style-type: none"> ・個別の状況に応じた適切な滞納整理事務の展開 ・児童生徒を中心とした租税教育の展開 ・税の必要性の周知徹底 ・納税や申告手法の拡充、利用方法の周知強化 ・滞納者に対する町補助等受給権限の制限（行政サービス制限）
<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携による事務事業や業務の効率化の推進 ・公共交通政策における連携の推進（JR存続、バス運営補助、地域内交通） ・圏域全体で必要な生活機能を確保し定住を促進する政策の推進（東オホーツク定住自立圏共生ビジョン） ・自治体のデータ連携基盤の共同利用による広域化の検討

*ICT(アイシーティー):情報や通信に関する技術の総称。

4 共生社会

現状・課題

- ・農業分野では関係機関等への女性の任用を推進しているほか、女性の消防職員や消防団員が働きやすい環境づくりに努めるなど、男女で協働参画を進めやすい環境づくりを各分野で推進。審議会等の委員選任については、女性の参画割合が少ない状況が続いている。
- ・令和6(2024)年4月から行政機関や事業者に対して、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、合理的な配慮を行うことが義務化。障害のある人の活動を制限しているバリアを取り除くのは社会の責任であることを理解し、対応していくことが必要。
- ・日本に住む外国人が増える中、受け入れる側の日本人、受け入れられる側の外国人ともに、共生の理念を理解し、お互いの国の風土・文化を理解するよう努めたいうで、外国人に日本のルールや制度を理解し、責任ある行動を求めることが重要。
- ・性的マイノリティ*¹の方の日常生活の困難や生きづらさの軽減を図るとともに、誰もが性別・性自認・性的指向に関わらず個人として尊重され、多様な選択ができる社会をめざし、令和6(2024)年4月から「大空町パートナーシップ宣誓制度*²」を導入。令和7(2025)年4月から「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク*³」へ加入。また、東オホーツク定住自立圏(網走市、斜里町、清里町、小清水町、大空町)では、いずれの自治体でパートナーシップ宣誓制度に関する手続きが可能。

*1 性的マイノリティ:個人において自身の性別についての認識が出生時に判定された性別と異なる場合や、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別の指向が異性に限らない方など。

*2 パートナーシップ宣誓制度:一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを町に宣誓し、町が事実を認め、宣誓書受領証や受領証カードを交付する制度。

*3 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク:連携する自治体間で転入・転出した後も、簡易な手続きでパートナーシップ宣誓制度の利用が継続できる。

施 策
1) 男女共同参画の推進 人権尊重と共生を基本に、性別にかかわらず誰もが活躍できる社会をめざし、取組を進める。
2) 障がい者に対する偏見や差別のない社会の実現 障害者差別解消法を通して、障がいの有無にかかわらず、共に支え合い、差別なく安心して暮らせる地域づくりを進める。
3) 外国人との共生 日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会をめざし、日本が魅力ある働き先、生活の場として選ばれる国になるような環境づくりを進める。
4) 多様性の理解、尊重 社会全体が多様性を理解し尊重する環境づくりを進め、誰もが共に支え合う共生社会をめざす。

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・教育を通じた男女双方の意識改革、理解促進 ・政策・方針決定過程等への女性の参画拡大 ・雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和（ワークライフバランス*4） ・地域における男女共同参画の推進 ・男女間の暴力、ハラスメント等を根絶するための意識啓発 ・男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止、「合理的配慮の提供」の推進など障害者差別解消法の順守、町民・事業者への周知
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人に対する情報発信、相談支援の充実 ・ライフステージ・ライフサイクル*5に応じた支援の充実 ・外国人材の円滑かつ適正な受入れ ・共生社会の基盤整備に向けた取組
<ul style="list-style-type: none"> ・多様性を理解・尊重するための学習、広報普及啓発 ・当事者を対象とした情報提供、相談支援 ・パートナーシップ宣誓制度の運用

*4 ワークライフバランス:仕事と生活のバランスをとる。どちらも大切にできるようにする意識。

*5 ライフステージ・ライフサイクル:ライフステージは年齢や生活環境の変化に伴う人生の段階のこと。ライフサイクルは「人生」のこと。

5 地域脱炭素

現状・課題

- ・令和6(2024)年3月、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ大空町」を宣言。公共施設における節電や温泉熱を利用した暖房など、二酸化炭素の排出抑制の取組を進めているほか、町民や各事業所に広報等を通じて協を呼び掛けている。目標の達成には、行政、町民、事業所などが一丸となった取組が必要だが、緊急性が伝わりにくく、町全体で地球温暖化対策を推進する意識の共有が必要。
- ・新築住宅の省エネ基準適合の義務化やSAF*の利用推進など、さまざまな領域で二酸化炭素削減が取り込まれる中、本町においても建築物の省エネルギー化や廃食油の利活用などを推進することが必要。
- ・金融・資産運用特区、地域未来投資促進法など国や北海道の動向を踏まえ、地球温暖化施策と地場産業やエネルギーの地産地消を結び付けたアピールを行うことが必要。

*SAF(サフ):廃食油、微細藻類、木くず、サトウキビ、古紙などを主な原料として製造され、従来の化石燃料由来のジェットエンジンと比べ二酸化炭素排出量を削減できるものと期待されている。

施 策
1) 再生可能エネルギーの導入推進 太陽光発電以外の再生可能エネルギーとして、すでに導入実績のある地中熱利用システムや温泉熱利用システムの導入により、暖房等の代替エネルギーとして活用する。
2) 機械・建物の省エネルギー化 家庭や事業所におけるエネルギー使用量の削減を促進し、二酸化炭素排出量を削減する。 公共施設に関しては電気使用量の削減やごみの減量、リサイクル等の取組を積極的に進め、他の施設への普及につなげていく。
3) 脱炭素交通の推進 次世代自動車の導入や自動車利用の効率化等によって運輸部門における温室効果ガス排出量を削減する。
4) 環境保全の推進 森林資源を保全・創造し二酸化炭素の吸収源にする。 廃食油の利活用と併せて今後本町で活用の可能性がある技術について動向を把握。 行政や事業者のみならず、町民を巻き込んだ環境学習を推進する。

関連する個別計画など（計画期間 / 年度）

・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（R7～R12）

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">・再生可能エネルギーに関するゾーニングの実施・地球温暖化対策のための太陽光発電設備の導入（公共施設、家庭、民間施設への普及）
<ul style="list-style-type: none">・建設用・農業用機械の省エネ・高効率化機械の導入に向けた啓発・建物の断熱性能向上によるエネルギー消費削減に向けた啓発
<ul style="list-style-type: none">・公共交通利用促進・地域モビリティの低炭素化に向けた検討・車両の電動化と次世代モビリティの導入に向けた検討・自転車や歩行者中心のまちづくりの検討（都市計画や立地適正化計画）
<ul style="list-style-type: none">・森林整備、カーボンクレジットの活用の検討・学校や公共施設での省エネ行動の啓発と実践・ごみの減量や資源循環の促進と啓発・企業・事業者との協働による環境活動の推進

6 協働によるまちづくり

現状・課題

- ・官民連携でまちづくり会社を設立し地域の課題に取り組む自治体が増える中、本町においても地域のプレイヤーが主体となり、持続可能なまちづくり活動が増えるよう促進していくことが必要。
- ・町内には48の自治会があり、町は自治会運営や自治会活動を支援。会員数の減少や役員のなり手不足により自治会活動が縮小し、従来どおりの運営が難しい自治会も。また、多くの町民に利用されている女満別研修会館は老朽化が著しく、建物の延命は困難で早期の更新が喫緊の課題。
- ・平成24(2012)年に町民が自治の主体であること、町民、議会、行政の協働で自治を進めることなどを明記した自治基本条例を制定し、まちづくりへの町民参画を促進。町民が主体的に行うまちづくり活動については、元気づくり応援事業などで支援。
- ・ふれあいトークやふれあい意見箱、町長へのメールなどを通じて広聴活動を実施。行政と住民が連携・協働によって進めるべき課題も増える中、広聴により要望や意見を聴き課題解決にいかすことが必要。
- ・町の強みを可視化し、大空町の認知度を高めていくことをめざし、地域ブランディングを推進。町や事業者、住民などが一丸となって取り組むことが必要。
- ・公共交通による移動で日常生活に不便や不安を感じている町民がいる一方、自家用を利用する町民も多く、公共交通に対する意識に差が見られる。町民の高齢化が進む中、町全体で公共交通のあり方を考えることが必要。加えて、大空町内の「地域内交通」だけでなく、大空町をはじめとするオホーツク地域を含めた「広域交通」についても考えることが必要。

施 策
<p>1) 官民連携の推進</p> <p>地域課題解決のために、民間の知見やネットワークを活用し、官民協働によるまちづくりを推進する。</p>
<p>2) 地域コミュニティ活動の促進</p> <p>自治会活動をはじめ、近隣住民相互の交流や助け合いにつながる取組を促進する。</p>
<p>3) 住民参加、住民主体のまちづくりの推進</p> <p>自治基本条例に基づき、自治への関心を促しながら、まちづくりへの住民参加や住民主体のまちづくりへ活動を促進する。</p>
<p>4) 広聴の充実</p> <p>町民との協働を進める第一歩として、町民からの声を聴き、まちづくりにいかす。</p>
<p>5) 地域ブランディングの推進</p> <p>大空町の価値の言語化と新たな魅力づくり、他との差別化に町全体で取組、大空町ブランドを確立する。</p>
<p>6) 公共交通施策の推進</p> <p>地域公共交通の負の循環を解消する。 地域全体の公共交通の移動総量を増やすことが、地域公共交通の維持や地域経済の活性化につながる。</p>

10年間で取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・連携におけたサウンディング*1、対話の実施 ・自由提案制度の仕組みづくり ・地域活性化起業人など企業人材の受入
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会による地域コミュニティ活動の支援 ・町民会館や自治会館等の利用促進、維持管理（町の維持管理、自治会の維持管理） ・地域と町双方向からの連絡・要望等の調整（地域担当職員制度） ・研修会館の建て替え
<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の実行と見直し ・まちづくりに関する情報の共有、町民参加や協働の推進（参加への啓発や機会の創出） ・町民が主体となったまちづくり活動の支援（元気づくり応援事業）
<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいトークの開催、開催方法の改善 ・ふれあい意見箱の設置など意見聴取機会の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ブランディング戦略構築 ・統一的なブランドメッセージやキービジュアルの発信 ・町民、町内商工事業者、観光協会、JA等との連携強化と横断的取組の推進 ・庁内連携体制の構築
<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の暮らしの不安、不便に感じている町民等のための公共交通（地域内交通等）の検討 ・MaaS*2活用の可能性の検討 ・空港や駅といった広域交通拠点と地域を結ぶ交通手段の構築の検討

*1 サウンディング：民間事業者と直接対話を行い事業アイデアや市場性・問題把握等のために行う調査。

*2 MaaS(Mobility as a Service)：複数の公共交通や移動サービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済等を一括で行えるようにするサービス。